

40799

教科書文庫

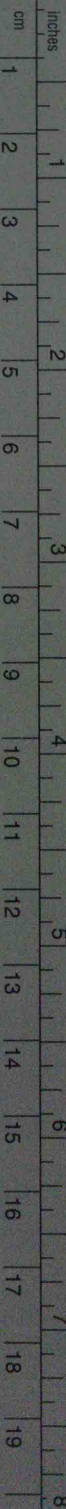
4
370
42-1938
20000 63454

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



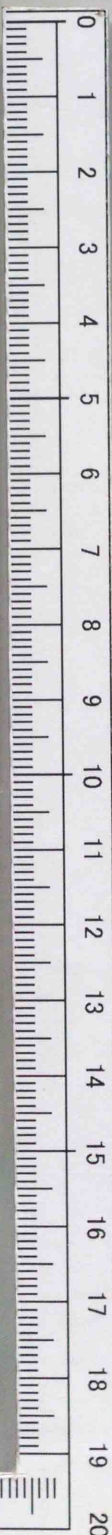
© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9
Sa-14
資料室

教科
42
200

女學
校用

新教

育學

新教授要目導據



資料室

昭和三十一年一月二十八日
文部省檢定
高等女子學校教育科用

教科書文庫
4
370
42-1938
2000063454

広島大学図書
2000063454



女學
新教
育學

三省堂編輯所編

新教授要目導據

東京
大阪
三省堂



3759
5214



賜下語勅育教



序言

一、本書は昭和十二年三月公布された教授要目に準據し、高等女學校實科高等女學校及びこれに類する女學校の教育教科用書として編纂したものである。

二、萬邦無比の我が國體に基づき、特殊の傳統と性格とを有する我が國の家庭生活に立脚して、母の教育的使命を自覺させ發揮させることが、本書の指導精神である。

三、修身・公民科・家事その他の諸學科と緊密な關聯を保ちながら、教育といふ學科固有の觀點と内容とを尊重し、又敘述の簡明を期しながらも單なる常識に終始することなく、的確な教育的見識とその實踐方途とを修得させることに力めた。

四、寫眞や圖版等は外觀を飾つて濫りに多くすることなく、内容の理解と教育精神の涵養とに有效なものだけを精選して掲げた。

五、本書の編纂に際しては、東京高等師範學校教授石山脩平氏の輔導に俟つ所が甚だ多かつた。

昭和十二年十月

編者識

目次

第一篇 教育の目的

第一章 教育の意義と目的……………一

 第一節 教育の意義……………一

 第二節 教育の一般的目的……………四

第二章 我が國教育の本義……………九

 第一節 國家と教育……………九

 第二節 我が國民教育の目的……………一二

第二篇 家庭教育

第一章 家庭の教育的意義……………一八

 第一節 家庭教育とその他の教育……………一八

第二節 我が國の家と家庭教育……………二〇

第三節 家庭教育の目的……………二三

第二章 母の教育的使命……………二六

第一節 母の愛……………二六

第二節 教育者としての母……………二九

第三篇 心身の發達と教育の時期

第一章 心身の相關……………三二

第二章 素質と環境……………三三

第三章 精神の作用……………四一

第一節 精神作用の概観……………四一

第二節 知的作用……………四四

第三節 情的作用……………四七

第四節 意的作用……………四八

第五節 個性……………五三

第四章 心身發達の段階と教育の時期……………五五

第四篇 嬰兒及び幼兒期の教育

第一章 嬰兒及び幼兒の身體及び精神……………六〇

第一節 運動……………六〇

第二節 衝動及び本能……………六二

第三節 遊戯……………六四

第四節 言語……………六八

第五節 感情……………七〇

第二章 家庭教育……………七一

第一節 環境と教育……………七二

第二節 養護……………七四

第三節 性格陶冶……………八一

第四節 智能陶冶……………八四

第三章 幼稚園の教育及び保育所……………九一

第一節 幼稚園の必要とその任務……………九一

第二節 幼稚園の保育方法……………九五

第三節 幼稚園の設備……………九八

第四節 保育所……………一〇〇

第五節 幼稚園及び保育所と家庭との聯絡……………一〇一

第五篇 兒童期の教育

第一章 兒童の身體及び精神……………一〇三

第二章 家庭教育……………一〇五

第一節 身體の養護……………一〇五

第二節 精神教育……………一〇八

第三章 小學校教育……………一一四

第一節 義務教育……………一一四

第二節 小學校教育の目的……………一一七

第三節 小學校教育の方法……………一二〇

第四節 小學校と家庭との聯絡……………一二四

第四章 社會教育……………一二六

第六篇 青年期の教育

第一章 青年期の身體及び精神……………一三〇

第二章 家庭教育……………一四〇

第三章 學校教育……………一四二

第四章 社會教育……………一四七

女學
校用
新
教
育
學

第一篇 教育の目的

第一章 教育の意義と目的

第一節 教育の意義

日本の教育

日本女性の天職は、我が國獨自の家庭生活に立脚して、母としての教育的使命を果し、その子女を眞の日本國民たらしむべき根源を培ふことに存する。そのためには、先づ我が國の教育が萬邦無比の國體に基づくことを自覺しなければならぬ。幕末勤王の志士佐久良東雄が

すめるぎにつかへまつれと我を生みし

我が垂乳根は尊くありけり

と歌つてゐる如く、我が國に於ては、親が子を生むのは大君に仕へまつるべき忠良有爲の臣民を生むのであり、子としての本分は、かうした親の志を體して、君が代の千代の榮に貢獻することである。こゝに國體の美點があり、忠孝一本の大道がある。そして我が國教育の根本使命は、この萬邦無比の國體に基づき、この尊い親心をすべての教育者が身に具へて國民子弟を教育し、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、御民われ生けるしを、しみぐくと感得させることに存する。

このやうな教育は特に學校で行ふまでもなく、日本の社會におのづから行はれてゐる。即ち我が國は、皇祖皇宗の御遺徳と國民祖先の遺風とを承け、興隆躍進の國勢に培はれて、家庭にも一般社會にも、

廣義の教育

独自の力強い國風を漂はせて居り、それが次々と生れて來る國民を知らず識らずの裡に、同化しつゝ發達させてゐるのである。かやうに社會の風習や輿論などの雰圍氣が、その成員をおのづから同化しつゝ發達させる作用を廣義の教育といふ。

狹義の教育

廣義の教育には特に人を教育しようとする意圖がないから、そこでは一定の目的が自覺せられず、又それを計畫的に行ふのでないから、時には望ましからぬ内容が混じてゐたり、或は望ましい内容でも未熟な子女に取つて程度が合はなかつたり、それを修得させる方法が有效でなかつたりする場合が多い。そこで教育そのものを意圖的に行ふ成熟者が、眞の日本國民を養成するといふ目的を明確に自覺し、それに必要な内容を選択して、子女の發達程度に合ふやうに配列し、有效的確な方法を以て、それを修得させるといふ仕事が起つて來る。かやうに教育的意圖を有する成熟者が、一定の目的を立て、内

容を洗煉配序し、方法を講じて、未成熟者を指導するのが、狭義の教育である。学校教育はその代表的なものであるが、家庭や一般社會の教育も、かうした意圖と計畫とが具はる場合には狭義の教育となるのである。

兩者の關係

狭義の教育は廣義の教育を背景とし、地盤として、その上に特に明確な姿を以て浮び出たものであり、廣義の教育は狭義の教育を背後から支へ、その素材を提供するものであるから、教育のこの二層は常に密接な關係を保たねばならない。

第二節 教育の一般的目的

我が國の教育は忠良有爲の國民を養成することを目的とするのであるが、忠良有爲の國民とは、どのやうな要件を具へた者であらうか。これを順序立てて考へるために、先づ本節に於ては人間一般の見地から完全な人の具ふべき要件をあげ、次章に於て更に教育と國

教育の目的の考へ方

家との不可分の關係を考へた上で、特に我が國體と國情とに應じて努力すべき要件をあげよう。我が國の教育は、かうした一般的要件と特殊な要件とを一つに結合した理想的な日本國民をつくることを目的とするのである。

心身の調和的發展

完全な人間をつくるには、先づ心身を調和的に發展させねばならぬ。「健全な身體に於ける健全な精神」といふ格言は、理想的人間の具ふべき要件を簡明的確に示し、従つて教育の永遠不變の目的を現してゐる。身體が強健圓滿に發達して精神が活潑明朗となり、精神が高尙有爲に發達して身體を善導し活用するといふやうに、心身が相助けて共に健全になることが理想的な人間である。

知情意の調和的發展

健全な精神を更に立入つて考へると、知情意の三方面が調和的に發達した所の精神である。意志が鞏固に鍛鍊せられて旺盛な實行力を具へ、知力が聰明に啓發せられて物事を合理的に考へ行ひ、豊か

な純眞な感情が培はれて趣味に長じ、潤ひのある生活をするやうになるのが人間の理想である。

知情意の三機能は結合して常に何等かの価値を實現するために働く。利用厚生を目ざす経済的活動、眞理を明かにしようとする學問的活動、自然や人生の美を鑑賞したり創作したりする藝術的活動、社會・國家の成員が互に協同親和し、又秩序を保つて生活しようとする社會的・政治的活動等は、何れも人間が価値ある生き方を求めて行ふ所の活動である。これ等の活動がよく調和し、時と場合とに應じて正しい關係に統制せられる時、その人の道德的価値が發揮せられる。そして道德的活動の中には、神佛や來世を信じて道德を力強く實行する所の宗教的活動も含まれる。完全な人間とは、このやうに各種の価値活動を調和的に發展させた所の眞の道德的人格であつて、教育はこれを養ふことを目的とするのである。

文化の傳達と創造

以上の如き価値活動は我等の祖先先輩が古來常に行つて來たのであつて、その活動の業績として各種の文化が築かれてゐる。經濟や學問や藝術や社會的・政治的・制度や道德や宗教などがこれである。これ等は後進子弟にとつては、その發達に缺くことの出來ぬ榮養のやうなものであつて、子弟を價值的に發達させるには、これ等の文化を傳達し體得させることが必要である。しかも單に傳達し體得させるだけでなく、そこに養はれる力を以て、一層すぐれた文化を創造するやうに促さねばならぬ。かうすることによつて、人間が世代を逐うて無限に向上すると共に、文化が前代から後代に存續し、且益發展することが出来る。教育はこの點から見れば、文化の傳達を介して創造を促すことを目的とするのである。

以上のやうな教育は、社會によつて行はれ、又社會のために行はれる。既に述べた如く、教育は本來社會の雰圍氣がおのづからその成

個人と社會との調和的發展

員を同化しつゝ、發達させる作用であるが、これを成熟者が未成熟者に對する意圖的計畫的指導として行ふ場合にも、そこには教育者と被教育者との社會的關係が成立つ。親子の關係も師弟の關係も社會的關係である。又文化の傳達を介して創造を促すといふ場合にも、その文化とは社會の人々が共通に尊重し遵奉する精神的財寶のやうなものであるから、その文化を子弟に傳達して一層すぐれた文化を創造させることは、やがて子弟を社會によつて教育し、社會を一層すぐれた社會とすることに外ならない。故に子弟が個人として發達することは、實は社會の成員として發達することであり、又社會の發達に貢獻することになる。社會から孤立したり、社會の發達を害するやうな個人は完全な人間ではない。完全な人間をつくるべき教育者は、個人の發達が社會の發達と調和することを當然の目的とするのである。

眞の日本國民
の資格

以上は教育の目的を諸方面から考察して、完全な人間の具ふべき要件を列擧したのであつて、日本國民はすべてこれ等の要件を具へなければならぬ。然しかうした一般的要件だけでは未だ眞の日本國民の資格が具體的に示されない。これを示すためには我が國體と國情とを考へて、我が國教育の本義を明かにする必要がある。

第二章 我が國教育の本義

第一節 國家と教育

教育は、社會によつて、社會のために、行はれるのであるが、社會の中で、最も有力なものは國家であるから、教育は國家によつて、國家のために行はれる。國家の中に含まれる種々の小社會は、國家の統制と支持とによつて始めて存立し得るものであり、空間的には國家以上の大社會と見える國際社會も、實は國家の協力によつて成立し、國家

國家

の存立發展を危くしない限りに於てのみ維持せられるのである。

民族と國家

國家は民族から成立する。特に優秀強力な民族が中樞となつて、他の劣弱な民族を指導し同化しつゝある國家が、最も理想的な國家である。民族は本來共通の祖先から血を分けた所の血縁團體であつて、體格や體質や血色や皮膚毛髮等に共通性を有し、精神的素質に於ても多くの共通點を具へてゐる。又民族は特定の地域を本據として發展する地域團體であり、従つて同一の自然的環境に圍繞せられ、且相互に近接して緊密な交渉に置かれてゐる。かく共通の素質と環境とを有する民族は、衣食住の生活習俗を始めとして各種の文化を共有し、それが民族固有の文化となる。そしてこの文化は歴史を通じて傳承せられ、創造せられるが故に、民族は共通の歴史を負ひ、歴史に生きる。更にこれ等の諸要素と密接に關聯して、民族は同一の言語を具へ、その言語を通じて益、緊密な結合を促される。以上の

諸要素を具へた民族は、それ自身、既に個性の明かな、結合の強い團體であるが、そこに特定の主權が確立し、法的秩序が整備する時、それは更に鞏固な團體となる。國家は民族を地盤として成立するのであるが、民族は國家を結成して本來の結合を更に強化せられるのである。かゝる國家が眞の民族國家である。

國家と教育

上述の如き國家は最も有力な社會であつて、その成員たる國民を常に教育してゐる。人間は、先づ人間として生れて然る後に國家の一員となるのではなく、最初から國家の一員として生れ育つのである。即ち祖國の同胞と同じ血統を受けて、共通の身體的・精神的素質を以て生れ、祖國の山河に親んで同胞と共通の感化を受けつゝ成長し、祖國の歴史を貫いて發展して來た文化を共通の榮養として育成し、祖國の國語に即して同胞と共通の教養を修得する。かくの如く國家がその成員を生れながらにして民族的・國家的に同化しつゝ成

長させる作用が、廣義の教育としての國民教育である。

然しながら國家が眞に力強く存續發展するためには、以上のやうなおのづからの同化に放任しないで、それを自覺し反省して、明確な目的の下に、内容を洗煉整序し、方法を工夫して、的確有效に國民を教育しなければならぬ。近代國家は何れもかうした意圖的、計畫的國民教育を重要な國策として實行してゐる。我等はこれを我が國の教育について更に具體的に考察しよう。

第二節 我が國民教育の目的

國家はあらゆる社會の中の理想的社會であり、我が國はあらゆる國家の中の最もすぐれた國家である。それは萬世一系の天皇を絶對不動の主權と仰ぎ、君臣の義、儼として紊ることなく、しかも皇室を國民の宗本家として家族的情誼に結ばれてゐるのであつて、かくの如く尊嚴にして且和氣藹々たる國家は、世界にその比類がないから

である。この萬邦無比の國體は、教育ニ關スル勅語に訓へ給うた如く、皇祖肇國の宏遠な聖業に發し、歷代天皇の深厚な御徳によつて益々牢固を加へ、億兆一心、忠孝一本の美風によつて愈々生彩を放つてゐるのであつて、この國體の精華こそ、實に我が國民教育の淵源である。我が國の教育は、國民のすべてに對して、この國體觀念を確乎不拔に培ひ、常に國體に基づいて行動し、國體の精華を益々發揮するやうに努力せしめねばならぬ。

絶對不動の皇統を中心とする國民の活動は、同時に國家全體への奉仕であり、忠君は同時に愛國であり、全國民の團結融合である。大和民族の名の示す如く、我が中樞民族は和合の美德を本質とし、他民族をも親和同化しつゝ、常に全體への融合を遂げてゐる。我が皇室は國史を通じてこの全體融合の中心であり、王政復古、皇威振張は、必ず部分的な跋扈や對立を去つて全體に歸一する運動であつた。又

億兆一心義勇奉公は我等祖先の輝かしい遺風であつて、それは平時に於ても深く培はれ、緩急に際して愈々高く發揚せられてゐる。我が國の教育は、この全體主義を目的とし、國民のすべてが私利私欲を去り、對立相剋を棄てて、一意國家全體のために活動するやうに教育しなければならぬ。

全體への奉仕は各自の個性を發揮し、本分を遂行することによつて行はれる。明治天皇は「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス」との國是を天地神明に誓ひ給ひ、又

ほどく／＼にこゝろをつくす國民の

ちからぞやがてわが力なる

國のため身のほどく／＼に盡さなむ

心のすゝむ道を學びて

本文の發揮

との御製を賜はつた。國民各自がその素質と境遇とに應じて個性を暢達し職分を盡すことが、やがて天皇の大御業おほみわざを扶翼し奉る所以であつて、我が國民教育はこれを目的としなければならぬ。

個性を暢達し本分を發揮することは、國家の文化を豊かに高く培ふことに歸着する。文化を榮養としてのみ個性は暢達し、文化の進展に貢獻するためにこそ本分は發揮せられるからである。我等の祖先先輩は固有文化を中核とし基調としながら、常に外來文化を豊かに攝取し巧みに消化して來た。日本文化ほど複雑な要素を内外古今に負うてゐるものは世界に比類がなく、しかもそれ等をかくもよく独自の國民文化にまで醇化融合したのも世界に比類がない。そして我が皇室は常に文化の攝取同化を先導し給ひ、その模範を示し給うた。日本の國民教育はこゝにまた重要な目標を捉へねばならない。

文化の攝取醇化

國際協調

更に我が國の教育は、國民は國際協調の精神を養ひ、世界的大國民たらしめることを使命とすべきである。この態度も我が國史を貫く根本精神であつた。時に鎖國攘夷の政策を取ることがあつても、やがて開國和親の國是に歸り、また古來我が國が起した征戰は常に外來の脅威に對する自衛に發し、しかも平和確保のための戰であつた。

そして實に我が皇室は常に我等國民に率先して諸外國との親善和協を圖らせ給ひ、國際協調の態度の模範を示し給ふのである。この明朗正大の態度を養ふことこそ、また我が國民教育の目的であらねばならぬ。

さきに述べた教育の一般目的の外に、我が國體國情に適合して以上のやうな要件を具へた人こそ、忠良有爲の日本國民であり、皇運扶翼の臣節を全うし得べき御民みたまであつて、こゝに我が國民教育の目的が存するのである。

要約

第二篇 家庭教育

第一章 家庭の教育的意義

第一節 家庭教育とその他の教育

家庭は人生の搖籃であり、苗床であり、不斷の安息所であると共に、最も基本的な教育の行はれる所である。それは本來特に教育を意圖して出來たものではなく、人生百般の要求を綜合的に果すために、自然に成立したものであるが、その家庭生活が知らず識らずの間に、家族を同化し發達させて行くのは、廣義の教育を營んでゐることになる。かうした事實が、反省せられ、自覺せられて、父母が特に教育的意圖と計畫とを念頭において、子女の成長發達を促すやうになれば、そこに狹義の教育が營まれる。かやうに家庭は、廣義に於ても狹義

家庭の教育的機能

に於ても、有力な教育的機能を具へてゐるのである。

普通に家庭教育といへば、學校教育及び社會教育と區別せられて、子女が學校に入學する前の、家庭を舞臺とした教育を意味する。然し學校に入學したり、實社會に出たりした後にも、人は家庭を本據として生活するのであるから、そこに絶えず家庭教育が行はれる。故に廣く家庭教育といふ中には、學校入學前の嬰兒期及び幼兒期の家庭教育と、學校教育や社會教育を受けつゝある兒童期及び青年期の家庭教育とを併せ含むわけである。

かうした意味の家庭教育は、學校教育及び社會教育の根源であると共に、それ等の不斷の背景である。入學前の家庭教育が健全に行はれることは、やがての學校教育を有効に受けさせ、延いては學校卒業後の社會教育をも正しく受けさせる基礎となる。「三つ子の魂百までも」と言はれるやうに、嬰兒期及び幼兒期の性情を純良に培ふか

家庭教育の意義

その他の教育の根源

否かは、生涯に互つて素直に健實に伸びて行くか否かを決する根本である。ペスタロッチーが、將來のあらゆる教育は家庭教育の根幹の上に接木せられると説いたのはこの意味である。

更に學校教育や社會教育を受けるやうになつた兒童及び青年も、家庭に起居し家族と共に生活する以上は、家庭から一層大きな感化影響を受けるのであつて、若し家庭の空氣が荒んでゐたり、家庭に惱みがあつたりすれば、學校生活も憂鬱になり、社會に對しても偏狹な態度を取り易い。温かな愛と明朗な空氣とを以て、子女を慰め勵ます所の家庭は、彼等の學校生活を快適ならしめ、社會的態度を純正ならしめる。かくの如く家庭教育は、學校教育及び社會教育の背景として重大な力を發揮するのである。

第二節 我が國の家と家庭教育

家の本質は、外形的な家屋や屋敷にあるのではなくて、家族といふ

家の本質

その他の教育の背景

團體の内面的な特徴に存する。それは人々が生れた後に、利害の打算から集まつた團體ではなく、生れると共にその一員であり、一切の運命をそれに託する所の團體である。自然の血縁を以て肉體的に連なり、愛と敬と信とを以て精神的に結びついた、最も緊密な、最も親しみある團體が家である。

我が國の家の特質

我が國の家は、現在の夫婦兄弟の如き横の關係だけでなく、祖先と子孫とを貫く縦の關係を一層重く見る所に重要な特質を有する。家を愛し、家名を尊ぶといふのは、祖先以來の家の傳統を重んずるからであり、現在の家族の一舉一動は祖先の遺訓に基づき、子孫の幸福に連なる所に、嚴肅な意義を帯びて来る。然しながら我が國の家の更に重大な、獨自の特質は、それが我が國體に合致する所に存する。我が國は、皇室を宗本家と仰ぐ一大家族的國家であり、臣民は父母祖先に對する敬慕の情を以て皇室を崇敬し奉り、天皇は畏くも臣民を

赤子として慈しみ給ふのであつて、義は君臣、情は父子を兼ぬ」とはまことに歴代天皇の御心である。我等が天皇に忠節を盡すことは、我等の祖先が歴代天皇の御業を翼賛し奉つた遺風を顯彰する所以であつて、これが即ち父祖に對する孝道である。吉田松陰が士規七則の中に

人君民を養ひ、以て祖業を續ぐ、臣民君に忠に、以て父の志を繼ぐ。
君臣一體、忠孝一致は唯吾國のみ然りとなす。

といつてゐるのは、我が國の家と國との關係を適切に指摘し、忠孝一本の大道を端的に明示したものである。

かくの如き關係に於ては、家庭教育はそのまゝに國民教育であり、國民教育の原型は家庭教育に存する。臣民たるの道を踐み誤るやうな者は、家族としても親子兄弟の道を外れる者である。家庭が國家の美點を反映し、國家が大きな家庭となつて、家風が國風に合致し、

家庭教育と國民教育

國風が家風に浸透して、忠臣が必然に孝子の門に出ることは、實に我が國家庭教育の世界に比類のない特質である。

第三節 家庭教育の目的

家庭教育は、さきに教育の一般的目的及び日本國民教育の目的として述べた所を、家庭の立場から達成することを目的とする。これを主な項目に分けて考へると次のやうになるであらう。

身體の養護

第一に家庭は子女の身體を養護して、生涯の活動の肉體的基礎を固めねばならぬ。高い知識や専門的な技能よりも、健全純良な情意を培ふことを目ざし、しかもその根柢として何よりも先づ健康を目かけるのが、家庭教育の本領である。入學前の嬰兒期及び幼兒期に身體の保護養育に留意して、後日の強健な成長の基礎を築くべきこととは言ふまでもなく、學校に入り、社會に出てからも、生活の本據たる家庭に於て、十分な榮養と、規律正しい起居と、適度の運動とに留意し

て、子女の健康を保護し、活動の原動力を與へることは、家庭教育の第一の任務である。

第二に家庭教育は情意陶冶を重んじ、子女の性格を健全に培ふことを目的とする。体系的な知識や専門的な技能などは、學校若しくは實社會に於て一層よく修得せられるであらうが、純正着實な情意は、家庭の雰圍氣によつてこそ根強く形成せられる。日常の起居動作の良習慣を養ひ、豊かで上品な趣味性情を培ひ、家族の共同生活の中に親愛・互助・奉仕・犠牲・禮讓等の態度と實踐とを促し、祖先を崇び神佛を敬ふ所の敬虔な心情を孚み、わけても皇室の尊嚴や、國旗の高貴さや、國家的祝祭日の樂しさなどを、家庭生活そのものを通して具體的に體驗させることにより、國體觀念と國民的性情とを不拔に培ふことは、家庭教育の重要な使命である。

第三に家庭教育は智能の單純確實な基礎を築き、且智能の實踐的

情意の陶冶

智能の修鍊

修鍊を圖ることを任務とする。ジャン・パウルが言つたやうに、幼兒が三年間に得る知識は、大學三年の課程にもまさつてゐる。家庭は計畫的に子女の智能を陶冶せずとも、その生活に即して隨時隨所におのづから多方面の知識と各種の能力とを養つてゐる。しかも嬰兒期及び幼兒期に獲得する智能は、それ自身がその時期に於て重要であるばかりでなく、將來接觸する一切の刺戟を理解し處理するための基礎となり、従つて生涯の智能の土臺となるのである。かやうに考へるとき、入學前に家庭教育の與へる智能は、單純幼稚ではあつても、後日の複雑高級な智能の基底となる點に於て、極めて重要である。更に學校や實社會で與へられる智能も、家庭生活の上に適用せられ實踐せられることによつて、その的確性と有用性とを加へることが出来る。家庭は最も具體的な綜合的な生活舞臺であつて、一切の教養が如實に實現せられる地盤である。家庭教育はこゝに着眼して、

嬰兒及び幼兒に對しては、將來の智能の苗床となり、兒童及び青年に對しては、學校や社會で修得する智能の實踐道場となるやうに留意しなければならぬ。

第二章 母の教育的使命

第一節 母の愛

元來「をしへ」とは「愛し」といふ語原が示すやうに、慈しみ育てる意味であり、人間自然の慈愛を基として、道に従つて人を育てることである。親子の愛情は人間自然の性情であるが、それは同時に親が未熟な子を教育する原動力であつて、この愛こそは教育の源泉である。特に母が子に對して發露する所の母性愛は、人間性の最も尊い美しい一面であつて、それは凡そ教育愛の具ふべき一切の要件を典型的に具へてゐる。古來の立派な教育者が子弟に接した態度と、我等の

教育愛と母性愛

没我獻身の愛



—チッロタスべるけ於に院兒孤のツンタス

母が子に接する態度とを思ひ合わせる時、眞の教育愛と母性愛との一致を深く感ずるのである。

第一に教育愛は何等の利己的動機をも含まぬ犠牲的な愛である。物質的報酬も、社會的榮譽も、身の安樂幸福をも求めずして、ひたすらに未熟な子弟の向上發達のみを念願し、そのために一切の勞苦を捧げ盡すのが純粹な教育愛である。「すべてを他人のためにし、己れは何一つをも受けぬ」といふペスタロッチの態度がこの典型であり、その身を棄てて教へ子の生命を救つた吉岡訓導の如き

は更に尊い模範である。然るに母性愛こそは、まさにこの純粹な犠牲的な愛であつて、我等は母が子のために、寢食を忘れ、骨身を削り、生命をも縮めて盡す態度を、餘りにもよく知つてゐるのである。

冷靜嚴格な愛

第二に教育愛は耽溺的な甘い愛であつてはならぬ。未熟者の正しい成長のためには、冷靜な理性と鞏固な意志とが必要である。「師嚴にして道尊し」とは實に教育愛の強く嚴かな一面を語るものである。母性愛もまたかうした一面を具へてゐるのであつて、女は弱し、されど母は強し」といふ言葉が示すやうに、母としての立場に立つた女性は、單に外から子女を脅かす危険と戰つて、荒狂ふ獅子をもたぢろがせるばかりでなく、子女自身の軟弱や我執や邪惡に對しても、容赦することなく、嚴然としてこれを矯め正すのである。織りかけた機を斷ち切る孟子の母、百里の道の一人旅を追ひかへす藤太郎の母、まことに母の愛は強く正しく嚴かなものである。



學園風禍 (吉岡訓導殉像)
保田龍門作



母のそと樹藤江中

第三に教育愛は公平で、しかも個の子弟に適切でなければならぬ。優れた者にも劣った者にも同じ愛情を以て接しながら、相手の個性に應じてそれづくに異なつた指導をほどこすのが、眞の教育愛である。母もまたその子のすべてを公平に愛し、しかも一人々々の年齢や強弱や性格に應じて、それづくに最も適切な育て方をして行くのである。

第二節 教育者としての母
母性愛は教育愛の典型であり、母は天成の教育者であるが、これを

自覺し修養して、益、その特質を磨き、しかも家庭教育に於てこれを發揮するのが、世のすべての母の教育的使命である。まことに母は家庭の太陽であつて、家族全體に光と潤ひと慰めと力とを與へる源泉である。子女は既に母の胎内にゐる時から母の感化を受け、生れて後はその肉體的榮養だけでなく、精神上の一切の榮養をも先づ母を介して與へられる。母の健否は直ちに子供の健否であり、母の言葉は子供の口に祖國の言葉を芽生えさせ、母の微笑や憂愁は敏感に子女の情意に反映し、母の聰明と有能とはそのままに子女の智能を向上せしめる。人生の理想も國民としての要件も、母がこれを身に體し、身を以てこれを子女に薰陶することによつてのみ、眞に根強く培はれる。小楠公とその母、藤樹先生とその母、カントとその母、古今東西の偉人で母と共に史上に輝く人々は實に多い。ペスタロッチーが教育の根源を家庭に求め、家庭の中心を母に求めたのは故あること

である。彼の不朽の名作『リンハルトとゲルトロード』は、良妻賢母のゲルトロードが、その夫なるリンハルトを墮落の底から救ひ上げ、理想的家庭教育を子女に施し、つひに一郷一國の教育を母性的精神による家庭教育の擴充として、改造するといふ筋書であつて、教育者としての母の地位と責任と偉力とを永遠に宣揚してゐる。

第三篇 心身の發達と教育の時期

第一章 心身の相關

心身の一般的關係

教育の目的が心身の調和的發展にあることは、既に述べた所であるが、かうした目的を立てることが出来るのは、本來精神と身體とが密接に關係し、相互に影響し合ふといふ事實が存するからである。常識的に見ても、身體に故障があつたり、疲勞してゐたりする時は、精神が活潑に働かず、又精神に不安や恐怖や煩悶がある時は、身體の健康が損はれ易い。「病は氣から」といふやうな言葉は、端的に心身の相關を言ひ表してゐる。

神経系統と心身の相關

今少しく立入つて、精神作用と生理作用との關係を見るならば、精神作用は神経系統といふ生理作用を基礎として營まれる。即ち外

來の刺戟は、感覺器官に分布してゐる神経末端に受容せられ、それが感覺神経を通じて大脳皮質の神経中樞に傳達せられることによつて感覺・知覺等の意識を生ずる。そして神経中樞から運動神経を通じて、筋肉や腺等を刺戟して運動や分泌等の生理作用を起し、それがまた感情や意志といふ心理作用として意識せられる。かくの如く神経系統の活動はそれ自身は生理作用であるが、同時に知情意の心理作用を生ずる基礎であり、纏つて知情意の心理作用は運動や分泌などの生理作用を伴ふのである。

第二章 素質と環境

發達の二要素

人の發達は素質と環境との二要素から起る。素質とは遺傳によつて先天的に與へられる發達可能性であり、環境とはそれを刺戟して可能性の實現を促す所の後天的影響の總和である。植物で言へ

ば、種子に宿る成長の原動力が素質で、土壤、氣候等は環境である。素質と環境とは謂はゞ二つの因數であつて、發達はその相乗積に當るわけである。

素質の遺傳

素質は親からの遺傳によつて子に與へられる。それは父母の身體の細胞核内の染色體と稱するものの中に遺傳質が含まれ、これが子に傳はるのである。父母の體格容貌、體質、特定の機能の缺陷、特殊の病氣等の生理的特質が遺傳する外に、精神方面についても、智能の一般的優劣、氣質の種類、特殊の才能等が遺傳する。かうした遺傳は父母から子へ直接に行はれることもあり、世代を隔てゝ行はれる所の隔世遺傳もある。心身の素質が遺傳するといふ事實は、同一の家族が略、同一の傾向を有し、父母の優劣が子孫一門の優劣に影響することによつて證明せられる。極端な例をあげると、米國のジューク族と呼ばれる一門は、オランダ生れの移住者ジュークといふ無賴漢の子

環境の影響

孫であつて五代の間に千二百四十餘人となつたが、その中、一技一藝を覺えて正業に就き自活し得た者は、僅か二十餘人に過ぎず、その他は或は嬰兒の中に死亡し、或は不具又は低能となり、或は乞食、浮浪の徒乃至は犯罪人となつた。これに反して同じ米國の名族エドワード氏の子孫、千四百餘人の中からは、多數の學者、教育家、官公吏、將校等を出し、米國の西南部から中央部にかけての一般文化の發達はこの一族に負ふ所が甚だ多いと言はれてゐる。この二例は何れも遺傳の力の大きなることを示してゐる。

同じ植物から取つた種子でも、異つた土壤に育てられるとその發育が異なるやうに、環境の力もまた大きい。遺傳によつて與へられる素質は、反應の傾向、發達の根本動力に過ぎず、これを具體的に反應させ、特定の内容にまで發達させるのは、環境の刺戟であつて、刺戟がなければ素質は發現しない。例へば或る病氣に罹り易い傾向を有つ

て生れても、その病氣を起す刺戟即ち條件を全く與へずに置けば、發病しないであらう。又精神的素質についても、例へば言語能力は先天的素質として與へられても、何處の國語をどんな風に語るかといふ具體的な言語内容は、環境即ちその生活する國や地方によつて定まるのである。音樂家の子供が音樂にすぐれて來るのは、親から遺傳された音樂的素質の外に、音樂家の家庭といふ環境の刺戟が與つて力あることを忘れてはならない。

教育の任務

素質に働きかける環境の影響は、廣義の教育とも見られるけれども、狹義の教育は、素質と環境とを意圖的計畫的に交渉させて望ましい發達を助けることを任務とする。即ち一方では子弟の素質を調査して、發達の可能性の方向や程度を判定し、他方では環境を調査して、有利な刺戟を多くし、有害な刺戟を除去するように統制するのが教育の任務である。教育がなければ、すぐれた素質も、謂はゞ眠つた

教育の効果

まゝで顯れずに終り、また有利に統制せらるべき環境も、亂雑なまゝに放任せられて、無力乃至有害な環境となる。教育は素質の無いものをどうすることも出來ないけれども、有る素質を十分に且望ましい方向に發現させることが出來るのであつて、それは即ち環境を有利に統制することによつて行はれるのである。

素質と環境とに對する教育の任務は、上述の如くであるが、この場合に素質の力を重く見れば教育の効果が小さく考へられ、環境の力を重く見れば教育の効果が大きく考へられる。「瓜の蔓に茄子はならぬ」といふ諺は素質を重視したものであり、「氏より育ち」といふ諺は環境を重視したものである。孔子は「上知と下愚とは移らず」と言ひ、天才と低能とは共に教育の力で左右し得ないと考へたが、カントは「人は教育によつてのみ人となることが出来」人は教育が人からつくり出した以外の何者でもない」と言つて、教育の力を強調した。父母

や教育者は、子弟の素質の無い所を無理に教育しようとするやうな不合理なことをしてはならないけれども、素質の有る限りは教育の力で十分に發現させてやるといふ熱意がなければならぬ。教育の力を正しく評價することは固より必要であるが、併しそれを過小視して放任に陥るよりも、過大視して熱中する方が當然の親心である。特に生れながらにして能力の低い者や、幼にして病氣その他の故障から缺陷を生じた者に對して、普通の子女以上の愛情を注ぎ、その進み得る方向に出来るだけ進ませようとするのが、親心の常であり、この心がまたすべての教育者の心でなければならぬ。この意味に於て低能兒や不具者を對象とする特殊教育の發達は、教育の効果を證明すると共に、教育精神の發揚を示す近代教育の一大記念碑である。

有名な實例

吾々はこゝに世界的に有名な二三の實例をあげよう。フランスのイ

白痴教育

カーター氏

ブリッチマン
女史

ヘレンケラー
女史

タールは、獵師が深山の岩蔭に見出して連れ歸つた白痴を教育して白痴教育の端を開き、その志を繼いだセガンは佛國及び米國に於て大いに活動し、白痴の使徒と呼ばれた。ノルウエーのカーターといふ人は生來の盲聾者でありながら、ホフガード氏の教育により、皮膚感覺及び運動感覺を以て、或る程度まで他人と思想感情の交換をなし得るやうになり、米國のブリッチマン女史は、生後約一年半で盲聾となつたが、ハウ氏の教育によつて、普通の國語算術を修得し、ピアノや裁縫の技能を練習し、詩歌をさへ作り得るに至つて、後には聾啞學校の教師となつた。特に有名なのは米國のヘレンケラー女史である。女史は比較的富裕な將校の家に生れたが、生後十九箇月目に高熱の病に罹つて盲聾となつた。母は八歳のケラー女史をボストン市郊外のパーキンス盲學校に入學させ、且同校卒業生で當時同校の教師であつたサリヴァン女史がケラー女史の家庭教師となり、全く獻身的努力を以てその教育に當つた。その教育法は、例へば

水といふ言葉を教へるのに、一方では指文字で覚えさせ、他方では實物の水に觸れさせ、それを結合して言葉の意味を教へた。更にその發音を教へるためには、教師の發音する時、指でその口に觸れさせ、口の形狀、唇の振



(右)史女-ラケと(左)史女-ヴリサ

動、呼吸の様子などを指先に感知させて、その通りに自分の口を動かさせ、つひに自分で發音し得るやうになつた。かうして最初は水とか花とかいふやうな具體的事物に關する言葉を教へ、やがてそれを基礎として、愛とか希望とかの抽象的觀念

に關する言語をも理解させ、つひに讀書は點字により、書方はタイプライターを主とし、筆寫をもなし得るに至つた。音樂は樂器に指を觸れ、空氣及び樂器の振動によつて調律を理解し、更に彫刻や工藝品をも指によつて鑑賞し得るやうになつた。ハーバート大學を好成績を以て卒業し、語學は英語の外に、獨・佛語及びギリシヤ・ラテンの古典語をも修め、多くの著述を公にしてゐる。現在はニューヨーク盲人保護協會の副會長として盲人保護事業の振興に努力して居り、昭和十二年我が國にも來朝した。

第三章 精神の作用

第一節 精神作用の概観

人は常に環境から何等かの刺戟を受けてそれに反應する。この刺戟と反應との連續から成立つ作用は、外から見れば行動であるが、内に氣付かれた方面から見れば精神又は意識と呼ばれる。例へば櫻の花を刺戟として、その一枝を折り机上に挿すといふ反應を起すのは、一つの連續した行動であるが、これを内に氣付かれた方面から見ると、そこには、花の色や香を感覺して、それが櫻であることを

意識の特質

知覺し、またそれに對して喜びや興奮などの感情が湧き、更にそれを折りたい、机上に挿したいといふ意志が起るのであつて、かうした知情意の作用が即ち意識である。

人は生存する限り、不斷に新しい刺激を迎へ、新しい反應を起して止むことなく、従つてそれが内に氣付かれて生ずる意識も、次々と考へたり感じたり願つたりする内容が變化する。かくの如く意識の内容が絶えず變化することを、意識の變化性といふ。然しながら意識は同じ人間の意識として連続してゐる。前の意識がもとなつて今の意識が起り、今の意識が次の意識を生んで行く。かくの如く過去から現在へ、現在から未來へと、連続して絶え間のないことを、意識の連続性といふ。連続した意識も、その時々を見ると、一定の焦點を中心として全體が纏まつてゐる。櫻の花に向つてゐる時は、それを中心として知情意のすべてが纏まつて働き、一轉して大和魂とい

變化性

連続性

統一性

意識と注意

ふことに向ふと、それを中心としてまた知情意が纏まつて働く。かやうに意識がどの瞬間にも一定の焦點を中心として全體が纏まつて働くことを、意識の統一性といふ。要するに意識は變化性と連続性と統一性とを特質としてゐるのである。

意識がかくの如く變化し、連続し、統一を保つのは注意の作用による。注意とは意識が一定の對象に向ふ働きであり、意識の焦點が出来る働きであるが、これによつて意識は統一性を具へて来る。また注意が動搖すると意識の焦點が移り、それに應じて意識内容の變化性が生ずる。然し動搖する注意も元來同じ人間の作用であるから、前後相連なつて絶えることなく、そこに意識の連続性が存する。かくして注意は意識が纏まり、變り、續く所の條件である。

意識はいつでも纏まつた全體として働くのであるが、これを研究する便宜上、知的作用、情的作用、意的作用の三方面に分けて見ること

意識の三方面

が出来る。以下その各方面について略説しよう。

第二節 知的作用

感覺

知的作用の最も簡単な要素は感覺である。感覺は光音熱等の刺戟が眼・耳・皮膚等の感覺器官に分布してゐる感覺神經の末端を活動させ、それが感覺神經を通じて大脳皮質に於ける感覺中樞に傳達せられ、この中樞の神經が活動することによつて生ずる。感覺には皮膚で壓力や溫度や苦痛を感ずる皮膚覺、舌や軟口蓋で味を感ずる味覺、鼻で嗅を感ずる嗅覺、耳で音を感ずる聽覺、眼で光と色とを感ずる視覺があり、この外には筋肉關節腱によつて運動を感ずる運動感覺、内臟諸器官に於て漠然と身體の各種の状態を感ずる有機感覺、耳の中の三半規管で全身の平衡を感ずる平衡感覺等がある。

知覺

人は種々の感覺を單なる感覺として離れ、くに經驗することは

殆どなく、それ等を一定の空間的な廣がりや時間的な繼續に取纏め、且過去の經驗を想起してそれに一定の意味を與へる。この作用を知覺といふ。例へば林檎が與へられた時、赤や緑の色覺、光澤の光覺、特殊の芳香の嗅覺などを、球形の空間に統一し、それに會て經驗した意味を與へ、林檎として知覺する。又稻妻の光覺と雷鳴の聽覺とを、前後繼續する時間關係に統一し、それに過去の經驗から意味を與へて、雷といふ知覺を生ずる。かやうに現在の感覺を空間的時間的に統一し、過去の經驗によつてそれを解釋し意味を與へるのが知覺であり、それを又類化ともいふ。

記憶

知覺した事柄を意識の底に保存し、後でそれに關係ある刺戟によつてその事物を再び意識に浮べるのが記憶である。記憶してゐる事柄を素材として、それを新しい關係に組立て、未だ經驗せぬ事柄を意識に想ひ描くことが想像である。

想像

觀念聯合

記憶や想像によつて意識に現はれるものは、現實に知覺してゐる事物ではなくて、觀念又は表象である。この觀念は、孤立的に意識に現はれるのではなく、一つの觀念がそれと何等かの關係を有する他の觀念を誘發し、それがまた次の觀念を誘發して一聯の觀念系列を成して現れて來る。かくの如く觀念が聯絡して意識に浮べられることを觀念聯合又は聯想といふ。

思考

知覺や記憶や想像や聯想を働かせながらも、眞理を求めて作用する意識を思考といふ。即ち事物の意義やその相互關係を正しく捉へるための精神作用が思考である。或る種の事物の共通の性質を概括して一般的觀念を得る所の概念、概念と、その有つてゐる性質との關係又は概念と概念との關係を定める所の判斷、既知の判斷を前提とし、未知の判斷を結論として導き出す所の推理等は、何れも思考作用である。

第三節 情的作用

簡單感情

情的作用の最も簡單な要素を簡單感情といふ。甘味や芳香を快とし、苦味や惡臭を不快とし、燃え立つ焰や軍歌の聲に心が興奮し、澄み切つた湖水や靜かな子守歌に沈靜し、將に起らんとする事件を期待して心が緊張し、事件が落着して弛緩するといふやうに、快不快と興奮沈靜と緊張弛緩との三方向に簡單感情が起る。

複合感情

人が具體的に經驗するのは個々の簡單感情ではなくて、それ等が結合した所の複合感情である。身體内部の感覺に伴つて起る種々の簡單感情が融合して、氣分とか氣持とかに感ぜられる所の一般感情及び事物の形態や色彩や音などの調和・比例・律動等に對して感ずる初等美的感情は複合感情である。

情緒

感情が強くなり、特に表情や動作などの身體的表出の著しくなつた場合に情緒と呼ばれる。所謂喜怒哀樂を初めとして、恐怖驚愕不

情操

安等は何れも情緒である。

高等な知的作用に結合し、又價値を求める高等な意的作用にも結合して、修養の結果生ずる所の永續的感情を情操といふ。眞理を求め虚偽を排して、學問の研究に向ふ所の論理的(知的)情操、美を愛好し、醜を嫌惡して、藝術的創作や鑑賞に向ふ所の美的情操、善を喜び惡を憎んで道德に精進する所の道德的情操、人間以上の偉力と現世以上の永遠とを信じて、安心と勇氣とを得る所の宗教的情操等は特に重要な情操である。

第四節 意的作用

意的作用は意識の發動的方面である。即ち意識が單に刺戟を受容して知的及び情的作用を生ずるだけでなく、それに對して何等かの行動を起す時、この行動を發する内面的動力としての意識を意的作用といふのである。故に意的作用は運動若しくは行動として考

行動と意的作用

察することが出来る。

意的作用の中で、先天的にその形式が一定して居り、且最も單純なものは反射運動及び自動運動である。反射運動とは外的刺戟に對し無意識的に反應する作用であつて、熱い物に觸れて思はず手を引き、光の明暗に應じて知らず識らずの間に瞳孔を伸縮させるが如きはその例である。自動運動とは身體内部の生理的作用として無意識的に行はれる運動であつて、呼吸循環に於ける肺の運動、血管の伸縮等はこれの例である。これを神経系統の作用から見れば、刺戟が感覺神経を通じて、脊髄中樞若しくは延髄中樞に傳達せられ、大脳中樞まで至らずして、直ちに運動神経を活動させるのが、反射運動及び自動運動であつて、それが意識に上らないのは大脳の活動が與らないからである。

反射運動と自動運動

本能

意識的で且複雑であり、しかもよく目的に合する所の先天的意的

衝動

作用は本能である。個體の生命保存を目的とする個體本能(榮養本能、蒐集本能、爭鬪本能等)、種族の維持繁殖を目的とする種族本能(性的本能、保育本能等)、社會生活を營むことを目的とする社會的本能(群居本能、共働本能、統制本能、服從本能等)、心身發達の目的に適合する發達本能(模倣本能、遊戲本能、好奇心、構成本能等)は人間の主な本能である。意識的行動はその原動力は本能によつて與へられるものであるが、これを實現する具體的形態は教養の程度によつて異なる。即ち本能に基づく意欲が、何等かの刺戟を知覺し、これに對する感情を誘起して、そこに動機を形成し、この動機が行動に現れるのであるが、この場合に、唯一つの動機に衝き動かされて、直ちに行動するならば、最も教養の低い行動形式となる。これが即ち衝動である。渴してゐる時に水を見て直ちに飲むが如きはこの例である。動機が二つ以上起り、その人の習慣や好みにより、何れか一方の動

執意

機が容易に選擇せられて行動に現される場合に、それを執意動作といふ。テニスをしたといふ動機と讀書をしたといふ動機とが起つた場合に、その人の好みにより、容易にテニスの動機が勝つて行動に現れるならば、それが執意動作である。即ち執意動作とは、二つ以上の動機の中から平素の執着執心によつて何れか一つの動機を容易に選擇し實行することを指すのである。

意志

二つ以上の動機が起つて平等の力を以て相争ひ、その時の事情によつて何れを行ふべきかを思慮し、思慮の結果何れか一つの動機を選擇して決定し、それを實現するのが狹義の意志動作である。例へばテニスと讀書との動機が相争ひ、その時の事情を考慮して、勉學の一層必要なことを認めて、讀書したとすれば、それが意志動作である。廣義に意志といへば、意的作用のすべてを含むのであるが、狹義に意志といへば、かゝる選擇動作だけを指す。

價値的意志

意的作用は何等かの價値に合して働くものである。反射運動や自動運動も既に生命維持の價値に合してゐるのであるが、本能は前述の如く各種の目的に適合する動作であつて、その目的とは即ち何等かの價値に相當するわけである。その實現の形式が衝動、執意、意志と次第に高級になるに従ひ、動機の争ひと、思慮、選擇とを通じて、より高き價値を求めることが意識的に行はれるやうになる。この意味の意識的價値活動が、より高く、より明かになるほど、高級な精神活動であつて、そこには既述の如き判断や推理の知的活動や情操といふ情的活動の参加が益顯著になる。人間の追求する價値の基本的なものとしては、經濟的、理論的、藝術的、社會的、政治的の諸方向が數へられる。これ等の諸價値の中から、その時々、事情により、自己の人格の最高價値を發揮するために、最も重要なものを選んで中心目的とする所に、道德的價値が求められ、その道德的價値の中には、宗教的

價値も含まれてゐることは、既に教育の目的の章に於て述べた所である。

第五節 個性

個性の意義

上述の如き精神作用が、各個人に於て、それ／＼特殊な形に現はれたものを個性といふ。すべての人間は潜在的にはすべての精神作用を共通に具へてゐるのであるが、その具體的顯現に於ては、或る作用が強くて、他の作用が弱くなり、又或る作用が中心となり、他の作用が從屬的地位を占めるといふやうに、各個人に於て精神作用の強弱や組合せが異なるために、個性が生ずるのである。

個性の類型

千差萬別の個性を、その類似せる特徴に着眼して、若干の部類に分けることが出来る。これを個性の類型といふ。類型の分け方は、知的作用、情的作用、意的作用の各方面に互つて行はれてゐる。

知的作用の類型

知的作用の類型として特に多く知られてゐるのは、記憶や想像に

現はれる觀念(表象)に於て、如何なる感覺が特にすぐれてゐるかによつて分けられる所の表象型である。例へばピアノを想ひ浮べる時、主としてその色や形が浮ぶ人は視覺型であり、音が浮ぶ人は聽覺型であり、ピアノを彈奏する時の手や鍵盤の運動が浮ぶ人は運動型であり、これ等が混合して浮ぶ人は混合型である。

情的作用の類型として有名なものは、情緒の先天的傾向たる氣質の種類である。膽汁質は情緒的反應が強くて速く、一般に短氣で不快の情に傾き、怒り易く、現實的、一時的で永續性が乏しい。多血質は情緒的反應が弱くて速く、陽氣快活で、執着心耐久力が無い。神經質又は憂鬱質は情緒的反應が強くて遅く、一般に不快に傾き、悲觀的であるが、永續的で、過去や未來をも考へ、周到細密な所がある。粘液質は、情緒的反應が弱くて遅く、やはり過去や未來をも考へ、他によつて動かされることが少く、自己の方針を着々と進めて行く冷靜な氣質

情的作用の類型

である。

意的作用の類型としては、外向型と内向型といふやうに、思慮選擇の決意が外的行動を起し易い個性と、内部的に心の中で結末を告げて、外に現はすことの少い個性とに分れる。前者は進んで活潑に活動し、後者は引込み勝ちである。又價值的意志に着眼して、如何なる價値方向が中心となり、他の價値方向が如何にそれに從屬するかといふ點から、個性の類型をば眞に向ふ理論型、美に向ふ藝術型、利に向ふ經濟型、權に向ふ政治型、愛に向ふ社會型等に分けることが出来る。

第四章 心身發達の段階と教育の時期

教育は子女の心身の發達の各段階に應じて適切に行はねばならない。さきに述べた教育の目的は、究極の到達點を示したものであるから、それは人生のそれ／＼の時期に努むべき直接の目的にま

意的作用の類型

心身の發達と教育

心身発達段階

で具體化せられる必要があり、その時々、の目的に適合すべき教育内容と教育方法とが考究せられねばならぬ。心身の発達は連続的な一線を成し、これを明確に區分することは困難であるが、併し発達途上に現はれる主な特徴に着眼して、誕生から成人までの間を嬰兒期、幼兒期、兒童期、青年期に分けることが出来る。

嬰兒期 生後満二歳頃まで。その中で最初の一週間を特に初生兒といふ。又最初の一年間は母乳を主な榮養として生育するから、乳兒期とも呼ばれる。

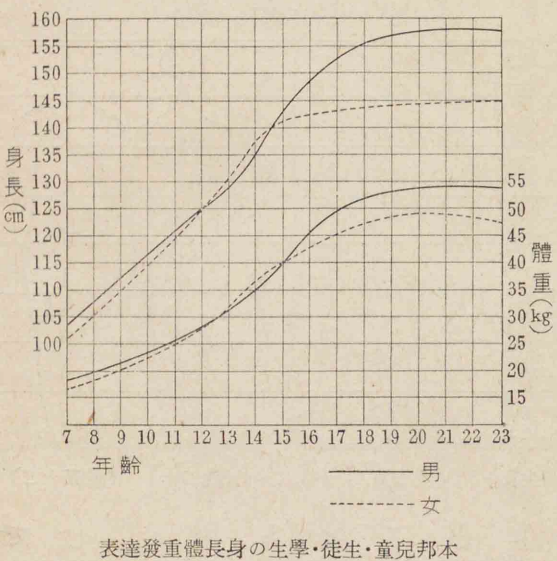
幼兒期 満二歳頃から満六歳頃まで。即ち大體就學期以前の期間である。

兒童期 満六歳頃から男子は満十三四歳頃、女子は満十二三歳頃まで。即ち大體は小學校在學期間である。

青年期 兒童期以後満二十歳頃まで。

身體の発達

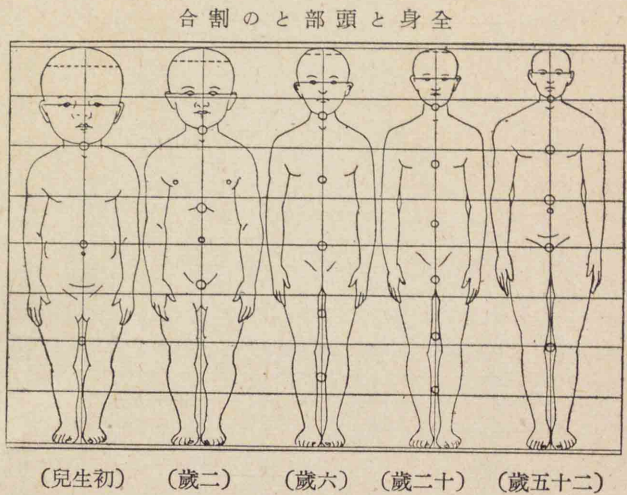
心身はそのすべての部分が常に同一の割合で発達するのではなく、時期によつて、各部分の発達を異にする。



充實期で再び身體が肥り、それから満十五歳頃までが第二伸長期でまた身長が伸びる。

先づ身體の発達について見ても、その外形即ち身長伸び方や身體の肥り方が、時期によつて割合を異にする。生れてから満四歳頃までは伸びる割合よりも肥る割合が多くて第一充實期と言はれ、その後満七歳頃までは身長の増加が優り第一伸長期と呼ばれる。更に満十歳頃までが第二

頭部の大きさと全身との割合も、初めは頭部が著しく大きい。が次第に小さくなる。即ち初生児の頭部は全身の四分の一であるが、二歳



に一、三〇〇瓦位となり、これを以て略増加を完了するのである。

で五分の一、六歳で六分の一、十二歳で七分の一、二十五歳で八分の一となる。脳髓の重量の増加は、運動や精神作用に密接な関係を有つてゐるが、これも初期の増加が頗る著しい。即ち初生児三四〇瓦が、満一歳で八〇〇瓦、満二歳で九五〇瓦、満三歳で一、〇五〇瓦となり、この三年間に増加する重量は生後増加全量の三分の二を超えてゐる。満八歳で一、二〇〇瓦、十四五歳頃

精神の発達についても、後に各時期の特徴を述べるけれども、豫め注意すべきことは、各時期がそれ／＼纏まつた全體として、他の時期と區別せらるべき固有の特徴を有することである。例へば幼児期は児童期の精神の單なる縮少でなくて、幼児獨特の精神を有つて居り、青年期は成人期の精神の程度を下げたものではなくて、青年特有の精神に生きてゐる。換言すれば、各時期の精神は程度上の差異だけでなく、質的差異を有つてゐて、それが生涯の発達途上に各、独自の意義を發揮し、従つて各時期がそれ／＼に適合した教育を要求するのである。

第四篇 嬰兒及び幼兒期の教育

第一章 嬰兒及び幼兒の身體及び精神

第一節 運動

嬰兒期の運動

脳髓や神経系統を初めとして、身體諸器官の機能の發達を最もよく表すものは運動である。胎兒は約四箇月頃から胎動と稱する微かな運動を行ふけれども、愈生れた初生兒は直ちに呼吸・號泣その他の動作を營み、やがて吸乳くしゃみや咳等の運動を行ひ、掌に指や捧を入れるとこれを掴む。その後月を逐うて次第に運動が發達し、十五箇月で歩行が出来るまでに、凡そ次のやうな特徴を示す。

- (月) (運動)
- 一 顎を上げる。

- 二 胸を上げ頭を起す。
- 三 目的物に手を出し、それに達しようとして失敗する。
- 四 他の支へがあると坐ることが出来る。
- 五 事物を手を掴んだまゝで、成人の膝の上に坐る。
- 六 高い椅子の上で、何かを支へとして坐る。
- 七 支へがなくても獨りで坐る。
- 八 助けがあると立つことが出来る。
- 九 家具を支へとして立つてゐることが出来る。
- 一〇 匍ふ。
- 一一 手をひかれると歩むことが出来る。
- 一二 家具につかまつて獨りで立ち上る。
- 一三 匍つて階段を登る。
- 一四 支へがなくても獨りで立ち上る。
- 一五 獨りで歩む。

幼兒期の運動

歩行が出来るとなると、活動の舞臺が開けて生活が豊かになり、運動も益發達する。幼兒期は「走りまわる頃」と言はれる位で、常にじつとしてゐないで運動を續ける。満六歳頃までには歩行疾走跳躍把握などの基本的運動に熟練し、事物の取扱も上手になり、手足の運動も殆ど意のままになり、その速度も増し統御も巧みになる。かくて幼稚園に通ふ頃には、三輪車を乗りまわしたり、木馬に乗ったり、毬を投げたり、すべり臺をすべつたりすることに、非常な興味を有つやうになる。

第二節 衝動及び本能

本能と衝動

嬰兒及び幼兒の活動は殆んどすべて本能のまゝであり、後に述べるやうな個體本能、社會的本能、發達本能が旺盛に現はれる。そしてこれ等の本能に根ざす行動の形式は、無意識的な反射運動を除けば、大部分が衝動である。菓子を見れば、すぐに取つて口に入れ、玩具を

個體本能

擲んで、すぐに振り廻したり、投げたりするのは、何れも衝動動作の例である。幼兒期の終りに近づくに従つて、衝動の外に、執意動作も現はれて来るが、未だ思慮選擇による意志動作は殆ど見られない。誕生と共に有する最も強烈な本能は個體本能である。即ち生後二三年の全生活は、生命保存の欲求に支配せられてゐると言つてもよい。勿論生命の保存は、あらゆる生物の本能であり、人間も生涯を通じてこの本能を失はないのであるが、他の時期に於ては生命保存以上の各種の價值活動を營むのに對し、生後二三年間は殆んど生命保存のみを求めて生活する所にその特徴がある。初生兒は一二日にして母乳を吸取するための烈しい欲求を生じ、その後も母乳及び他の飲食物を攝取する營養本能が中心となり、幼兒は乳齒の發生によつて固形物の攝取が可能となるに従ひ、益々旺盛な食欲を示す。

社會的本能

母親に慕ひ懐くことを初めとして、家族や近所の心安い人々に馴

發達本能

染み、見知らぬ人々を嫌ひ避けるといふ「人見知り」の本能は幼兒に於ける社會的本能と見らるべく、それはやがて人形を愛したり、その他の事物を擬人化して取扱ふ所の遊戯にも發展する。

前節に述べた様々の運動は、心身發達のために意義あるもので、謂はば發達本能の現はれであるが、この外、模倣や好奇心も幼兒期に於て強く現はれる。然し幼兒の發達上最も重要な活動は遊戯であるから、これについては次節に更めて考察しよう。

第三節 遊 戲

幼兒と遊戯

嬰兒の簡単な運動も一種の遊戯と見られ得るが、幼兒に至つてはその生活の殆んどすべてが遊戯であると言つてもよい。遊戯とは、それ自身を目的とし、その活動自体に興味を有する活動である。幼兒の意識に於ては、他の目的の手段としての作業を行ふといふことが殆んどなく、大人が作業の積りで課した掃除や手傳ひですら、幼兒

自身の心持では、その仕事自体が面白くて行ふ所の遊戯と變りがないのである。

遊戯の性質

反復説

遊戯とは本來如何なる性質を有し、人生に取つて如何なる意義を有するかについては、種々の學説がある。反復説によれば、遊戯は人類祖先が未開時代から漸次に獲得した活動の習慣を反復するものであつて、例へば石投げは祖先の狙撃を反復し、魚釣りは祖先の漁獵を反復するといふのである。勢力過剰説によれば、幼兒や兒童は未だ一定の業務を有つてゐないから、比較的多くの勢力が餘り、これが發散を求めて遊戯になると説明せられる。準備説は、遊戯が將來の生活に必要な機能を豫め修練し成人後の生活を準備すると説く。例へば仔猫が毬に飛びつくのは鼠を取る準備であり、女兒が人形遊びに耽るのは母となつてからの育兒の準備であるといふのである。休養説によれば、遊戯は特定の器官を可なり疲労せしめるけれども、その間に他の器官を休養せしめるものである。右の諸説は、同一の遊戯をそれぞれ別の着眼點から眺めたものとして

準備説

休養説

總括

共に肯定せらるべきである。蓋し人は既に胎内に於て下等動物以來の系統發生を反復したのであるから、誕生後もその延長として人類の未開時代を反復してあると見るのが至當であらう。然しながら病弱の時や他の事に力を費す時は、遊戯が行はれないのであるから、勢力の過剰も遊戯の必須条件と見なければならぬ。更にかゝる遊戯が何の意味を有するか、即ち如何なる價值を具へ、如何なる目的に役立つかと問はれるならば、それは將來の生活準備のために、且現在の休養のために意味があると答へねばならない。それ故に人類種族發達の過程に於ける遊戯の地位に關しては反復説が承認せられ、遊戯の行はれる條件としては勢力過剰説が肯定せられ、遊戯の價值については準備説及び休養説が採用せられるのである。

嬰兒及び幼兒の遊戯の發達

遊戯の種類や方法は心身の發達と密接に關係して、年齢と共に漸次に發達する。嬰兒期は視覺・聽覺等の感覺と大筋とが主に發達するので、色のついたものを振り廻したり、音の出るものをたゞいたり、するやうな感覺的遊戯を、粗大な運動と共に行ふ。幼兒期に入ると知覺や判斷が發達し、小筋も次第に發達するので、三四歳頃から、積木や砂遊び等の構成遊戯を相當器用に行ふやうになる。一方想像力と模倣心との發達が著しいので、單純な玩具を人に擬したり實物に擬したりして、まゝごと、人形遊び、兵隊ごっこ、商人遊び、汽車ごっこ等の想像的・模倣的遊戯を盛に行ふ。更に全身諸機能の發達によつて運動が次第に自由活潑となるために、五六歳頃からは、ぶらんこ・すり臺・三輪車等で遊ぶことも非常に好む。

この頃までは主として個人的遊戯であり、たとひ數人の幼兒が集まつても、その活動は各自別々に行ふのであるが、五六歳以後次第に社會的活動が出来るやうになつて、遊戯にも他との關係交渉に於て行はれる所の團體的・競争的遊戯が現れて来る。それも當初は、ちやんけん・雙六の如く偶然の機會によつて勝負が決する所の偶然的遊

戯が多く、十歳頃からは實力による競争遊戯が行はれるのであるが、これは既に兒童期に入つてゐることを示す。

第四節 言語

「人間は言語を有する生物である」と言はれる如く、言語の發達は人間としての發達の重要な特徴である。言語の發達は凡そ次の如き段階を経過する。

準備期(生後約一年間)

クレーター・ターターの如き無意味な音を自ら發し、又母の聲その他を模倣して片言のやうな發音をするが、未だ言語といふ程のものを語らない。言語の準備期である。

第一期(第一年の終頃から第一年六箇月頃まで)

ワンワン・ウマウマの如き意味を有する單語を語り、それを以て「犬が来た」とか「馬がある」とかの意味を現はす。單語期といふべきである。第二期(第一年六箇月頃から第二年の終頃まで)

幼兒の言語の發達

第三期(第二年の終頃から第二年六箇月頃まで)

事物が何れも名を有つてゐることを知り、その名を知らうとする意志と結合して、名詞を多く修得し、次に動詞・形容詞・副詞等をも覺え、不完全ながら文を構成するやうになる。文章期の初期である。

動詞・名詞・代名詞等の語尾變化や、形容詞の比較等が發達し初め、疑問

年齢と語彙の關係

年齢	品詞	名詞	代名詞	動詞	形容詞	助動詞	副詞	接續詞	助詞	感動詞	計
二歳		一六二	七	五一	二〇	一一	二四	二	三	一三	二九三
三歳		四六一	一九	一七九	五〇	三三	六四	五	四四	三一	八八六
三・五歳		七〇一	二〇	二二一	六二	四一	九二	八	五四	三二	一二三一
四歳		九八一	二三	三〇一	八六	四七	一二九	一〇	六六	三二	一六六五
五歳		一二三七	二五	三六六	九八	五〇	一五四	一二	七六	三二	二〇五〇
六歳		一三六四	二九	四〇三	一一六	五六	一八四	一八	八六	三二	二二八八

や感嘆の表現も可能になり、文章構成が進歩して、一通りの話が出来るやうになる。

なほ我が國の幼兒に於ける語彙の増加を久保良英氏の研究によつて示せば別表の如くである。これを見ると二歳から四歳までの間に語彙が非常に増加し、その後は増加が割合に少いことが分る。但し一般に都會の兒童は田舎の兒童よりも多くの語彙を修得し、家庭や近隣の環境によつても個人差の著しいことは言ふまでもない。

第五節 感情

感情の發達

嬰兒及び幼兒の生活は言語や動作以上に、その感情によつてよく表現せられる。嬰兒は既に、空腹に母乳を待ち求めて感ずる不満や緊張や興奮を、號泣によつて表現し、満腹してすやすやと眠る時、快さと安靜と弛緩とを表現する。生後四五十日を経過すると、母親やその他の親しい人々に對して微笑を以て親愛の情を現し、危害や奇異

嬰兒及び幼兒の感情の特徴

に對して恐怖や驚愕を感ずる。幼兒期に入れば、感情は益々纖細に發達し、その表現も複雑緻密になる。

嬰兒及び幼兒の感情は、變轉が激しく、何れも一時的で、永續性が乏しい。僅かの刺戟によつて容易に轉換する。今泣いたかと思へばすぐ笑ふのである。又それは表情や動作に表出することが著しく、内に感情を抑制することが出来ない。純眞とか天真爛漫とかは、かうした特徴を指すのである。これは他方に於て衝動的な生活と關係が深く、感情に驅られて輕率に行動する所に彼等の衝動生活が生れる。知的作用の發達と選擇意志の發達とによつて、感情が統制せられるやうになるのは兒童期以後であり、その完全な統制は成人と雖も中々困難である。

第二章 家庭教育

家庭教育の方
法と環境

第一節 環境と教育

環境と教育との一般的關係については既に述べた。即ち環境の影響そのものが廣義の教育であり、狹義の教育は、環境を統制して、子女の發達向上に有益な刺戟を多くし、有害な刺戟を除去することを任務とする。それ故に家庭教育の任務は、家庭をして子女の發達向上に有益な環境たらしめることに存する。元來家庭教育は、學校教育と異つて、露骨な意圖や計畫を示すことなく、知らず識らずの間に感化薰染せられるやうな雰圍氣をつくることを特色とするのである。勿論父母長上の胸中には、教育上の意圖と計畫とが不斷に用意せられねばならぬが、これを露骨に現したり、教説を通じて知的に理解させたり、格式ばつた訓練によつて一定の型に嵌めたりしないで、寧ろ環境を醇化整頓し、望ましい雰圍氣を醞釀させて、その中に寛いで生活させる間に、おのづから父母長上の念願するやうな方向に子

物理的環境

女が生ひ立つて行くことを期すべきである。

家庭教育上顧慮すべき環境は、物理的環境と精神的環境とに分けることが出来る。物理的環境とは、家の敷地や庭園や家屋や居室や衣服・家具・器物等の方面である。職業の關係上、已むを得ない場合もあらうが、出来るだけ、子女に有害な刺戟のない位置に住み、日當りや風通しのよい家屋を選ぶべく、特に幼兒の起居する室は明るくて廣いのがよい。使用させる衣服・家具・器物などは、清潔・簡素・堅牢で、且その發達程度に合したものが與へられねばならぬ。自宅に於て右のやうな條件が望まれぬとすれば、近所の廣場とか公園とかを利用し、幼兒のために好都合な物理的環境を提供することが必要である。然しながら一層重要な環境は精神的環境である。家族全體が、自ら慎み修養して、品性の向上を圖り、それが起居談笑の間に隨時隨所に發露して、望ましい刺戟となり、子女の被暗示性や模倣性や順應性

精神的環境

と相俟つて彼等を無意識的に感化するものが、即ち精神的環境の力である。和氣霽々たる團欒の裡に父母の權威も長幼の秩序も保たれ、臨機應變の指導や訓戒の間におのづから一貫した家風・庭訓が現れ、繕ひ街はぬ接觸交渉の中に、無言の品位、目立たぬ高尚さがほのめくやうにありたい。これが家庭教育の要諦である。

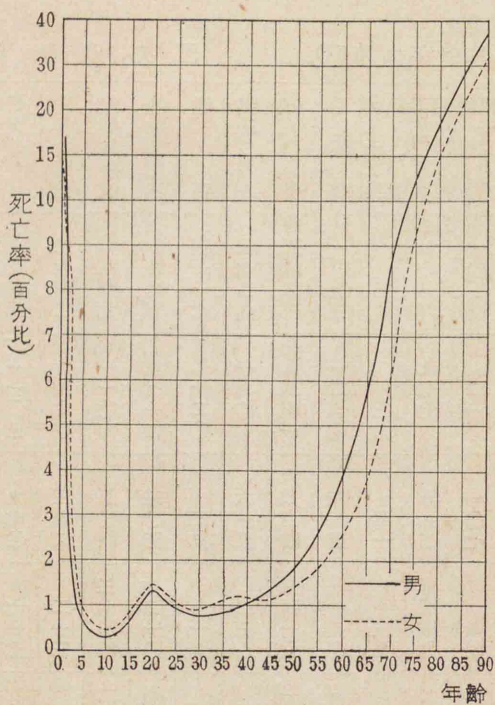
第二節 養護

家庭教育の第一の任務が子女の身體の養護にあることは既に述べた。養護とは身體を養育し保護する義であるが、それは全身を健康強壯ならしめ、諸器官を機敏堪能ならしめることを任務とする。この任務を達する方法としては、消極積極の両面から考察することが出来る。身體の發育健康に有害な刺戟を避け、諸器官の機能を妨げる條件を除くことによつて、正常の發達を擁護するのが消極的保護であり、進んで筋骨を鍛へ、諸器官を錬磨し、強力有爲ならしめるの

養護の二方面

嬰兒及び幼兒の養護の必要

が積極的鍛鍊である。嬰兒及び幼兒の養護に於ては消極的保護を主とすべきであるが、多少は積極的鍛鍊を加へることも必要である。



嬰兒及び幼兒の養護が如何に重要であるかは、この時期の死亡率の如何に多いかを見れば一目瞭然である。日本人の死亡率を年齢に従つて算出し、それを表示した死亡曲線によれば、

満五歳までの間に、誕生後日の浅いものほど多く死亡してゐることが分る。なほその死因の統計を見ると、最も警戒すべき病氣の種類も知られる。折角生れて來ても、こんなに幼くして死亡する者が多

(昭和九年内地) 年齢別死因

死因	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
麻疹	3085	3873	1280	587	369	524	30	10	14	15
百日咳	4502	2399	835	384	213	179	5	10	15	19
デフテリア	354	1103	970	717	578	1253	161	182	284	31
流行性感冒	2642	770	342	213	134	363	182	182	284	31
赤痢及疫痢	149	1109	3504	3744	2446	2922	226	226	114	114
呼吸器結核	495	712	305	210	195	1161	4077	17883	114	114
微生物	3117	120	39	19	11	24	25	25	45	45
氣管支炎	8729	1907	615	238	175	397	287	287	667	667
肺炎	45623	19541	6834	3416	1823	3894	1734	1734	2571	2571
肋膜炎	1053	1290	355	180	115	576	875	875	2727	2727
胃及十二指腸ノ潰瘍	36	36	41	39	33	92	56	56	172	172
下痢腸炎	46036	28776	8592	5549	2885	3668	912	912	1359	1359
腸ノ潰瘍	1030	215	107	84	76	215	142	142	189	189
腸管閉塞	1030	215	107	84	76	215	142	142	189	189
不慮ノ傷害	1389	2015	1838	1194	819	3070	1397	1397	2065	2065
先天性弱質 (歳未満)	68604	—	—	—	—	—	—	—	—	—

栄養

いことは、實に痛ましい限りである。たとひ死亡しなくとも、幼時の病弱や傷害が一生の不幸となることを思へば、家庭教育に於ける養護の責任は甚だ重大であると言はねばならない。

嬰兒及び幼兒の養護に於て第一に考ふべきは栄養である。個體本能を中心とし、急激に發育するこの時期には、栄養の要求が最も強い。嬰兒の栄養としては、自然の攝理による母乳が最上である。牛乳その他の獸乳は、成分も母乳と異なり、且、病毒の侵入する機會も少くない。獸乳で育つた幼兒は、外見上は肥えても、病氣に對する抵抗力が弱く、その死亡率は母乳兒に數倍する。故に原則としては母乳のみによるべく、唯、母體が病弱な場合に限り、獸乳を補給又は代用すべきである。授乳の分量、回數は、自然の要求に基き一定の標準を立てて規則正しくそれに従ひ、發育の程度に應じて變化する必要がある。生後五六箇月から乳齒が生じ、母乳も次第に稀薄となるから、他

睡眠

の食物を交へて與へ、十箇月頃から滿一箇年位の間に離乳させるがよい。離乳後の幼兒の飲食物は、淡泊で滋養に富んだものを選ぶべく、刺戟物は避け、又偏食の惡癖に陥らせることなく、過度の間食をも慎ませねばならぬ。我が國の子供には、消化器系統の病氣による死亡率が甚だ多いことから見ても、消化不良の原因を除くことが緊要である。なほ日本人には齶齒が多く、これも消化に影響が多いから、齒の衛生に注意し、幼時から朝晩齒を磨く習慣を養ふべきである。榮養に次いで睡眠もまた生命の保存及び生育のために極めて重要である。「寝る子は育つ」といふ諺の通り、嬰兒期から幼兒期にかけては、よく眠るほど發育がよい。蓋し睡眠中は生活機能が低下するため、活力の消耗が少くて蓄積が多いからである。年齢とそれに必要な標準睡眠時間との關係は、凡そ次の通りである。

一歳まで	十三時間
二・三歳頃	十二時間
六・七歳頃	十時間半乃至十一時間半
八・九歳頃	十時間乃至十一時間
十・十一歳頃	九時間半乃至十時間半
十二歳頃	九時間乃至十時間
十三歳頃	八時間乃至九時間半
成人	七時間乃至八時間

右の標準時間を念頭に置き、嬰兒及び幼兒の初期には、それを幾回かに分けて眠らせるのである。睡眠の際は、寢具を適度にし、換氣と保温とに注意し、周圍を靜かにし、蚤蚊などを防ぐことが必要である。嬰兒及び幼兒はその時期に於て特に罹り易い病氣があるから、母親はその原因をよく知つて豫防に力めねばならぬ。抵抗力の弱い

病氣の豫防と手當

身體は些細の刺戟にも影響せられ易いから細心の注意を要する。又嬰兒及び幼兒は病氣に罹つても、これを自ら訴へる能力が乏しいために、往々にして親が見落し、手當の後れることがある。故に母親は特に子供の病氣に注意し、その徴候を知つて、早く處置をするやうに力めねばならぬ。小兒の病氣の徴候として誰にも目につくのは、熱の出る場合、破傷風、百日咳、猩紅熱、麻疹、肺炎、デフテリア、蛔蟲等と、下痢を起す場合、赤痢、疫痢、腸カタル、消化不良、乳兒脚氣等と、痙攣を起す場合、ひきつけ、癲癇、腦膜炎等とであり、これ等の徴候が重複して現れたり、又食欲不進、睡眠不十分、元氣衰退等の一般的變調を呈するのが常であるから、それに注意して應急手當を施し、且速かに醫師の診斷を乞はねばならぬ。

運動

榮養を供し、睡眠を助け、病氣の豫防や手當をするのは、主として消極的保護であるが、進んで積極的鍛鍊をするために、適當な運動を促す必要がある。既に述べた所の運動能力の發達と遊戯の發達とは、嬰兒及び幼兒の運動の標準を定める基礎となる。これを實際の環境に適用して具體的に運動の種類方法を案出すべきである。一般に危険を伴ふものや、複雑なものを避け、自然の活動を助成することをも本旨とするのがよい。庭園、居室、衣服等を幼兒の運動に便ならしめることも、これに關聯した注意である。

第三節 性格陶冶

家庭教育が、身體の養護に次いで情意陶冶即ち純良な性格の形成に留意すべきことは既に述べた。特に嬰兒及び幼兒の情意は、謂はば頗る柔軟敏感で、陶冶性が最も多く、そこに生涯の性格の基礎をつくられるのであるから、これに對する考慮は甚だ重要である。一方この時期は未だ知的な反省や理解の力が不十分であるから、教説によるよりも實踐に即して性格を陶冶すべく、そのためには、模倣、暗示

嬰兒及び幼兒の性格陶冶

模倣

動作
運歩
遊戯

暗示

習慣賞罰等の問題が考究せられねばならぬ。模倣は發達本能の一種であり、心身の發達に役立つ先天的要求である。遊戯の如きも成人生活の模倣によつて行はれることが多いのであるが、日常の起居動作に至つては、全く父母長上に模倣して、それを體得するのである。故に父母長上は、常に善良純正な模範を示し、これに倣はせることによつて、嬰兒及び幼兒の性情を正し、實踐を導くやうに心がけねばならない。

意識的に模倣するのではなく、無意識的に模倣すること、即ち自ら考へ感じ行動すると思つてゐながら、その實は他人の考へ方感じ方行ひ方に、引かされ誘はれてそれをしてゐる場合に、暗示にかゝつてゐると言はれる。子供は特にかうした暗示にかゝり易い。故に父母長上の側に於ては、露骨に模範を示し、模倣を促すといふ方法の外に、それとなしに暗示して、子女の性情・行爲を導くことが出来るので

習慣

天母毛上、ロリヤ
まよんま
注意
衛生上の注意

あつて、これが却つて有効な場合もある。

性格の形成は習慣の形成である。性格とは習慣が集積統一せられたものに外ならぬからである。習慣は行爲の反復によつてつくられる。故に望ましい習慣を養ふためには、倦まず屈せず、それを繰返させねばならぬ。他方に於て習慣には望ましからぬものがある。悪癖と呼ばれるものがそれであつて、怠惰・不從順・口答へ・嘘言・癩癩・盜癖等は、その主なものである。悪癖を矯正するためにも、また努力の反復を要する。故に習慣に關しては、父母も、固い決意と強い忍耐とを以てこれを善導すべきである。

賞罰

賞に對する快感と罰に對する不快感とを利用して、子女を導く手段が賞罰である。嬰兒に於ては賞罰は成立しないが、幼兒に對してはその效がある。賞は初めの間は菓子・玩具などの物を與へるのもよいが、やがては言葉で褒めるだけで満足させるやうにするのがよ

い。又一時的な善行よりも継続的な善行を賞することが、良習慣養成上特に重要である。罰は賞よりも少く軽くすべきである。嚴罰主義は却つて幼兒の性情を萎縮させ、ひがませて弊害が多い。罰はすべて愛情に發すべく、危険な罰を避くべきことは言ふまでもなく、過去の非行に對する報復としてよりも、將來の改過遷善を目的として罰すべく、又決して父母長上が自らの感情に驅られて子女を罰してはならぬ。

第四節 智能陶冶

嬰兒及び幼兒の智能陶冶

家庭教育は身體の養護、性格の陶冶に次いで、智能の單純確實な基礎を築くことを任務とするのであるが、これは學校教育の如く、一定の體系の下に計画的に行はれるのではなく、幼兒の生活に即して、楽しい遊びの中に、おのづから行はれるのがよい。そのための主な手段として観察・童話・童謠・繪畫・遊具等がある。勿論これ等は智能の修

鍊だけでなく、情意陶冶や身體の養護にも關係があるけれども、直接には主として智能方面の發達に貢獻し、間接に情意や身體に影響するのである。

觀察

嬰兒は事物を掴んだり、振り廻したり、見つめたりして、物珍しげに形や色や音などに注意するのであるが、それは既に知的要求の萌芽と見ることが出来る。幼兒期になると好奇心が強くなり、特に動物や動く車などは好んで注視し、又あらゆる事物について質問を發するやうになる。かゝる時期に於ては力めて精確な觀察を促し、その質問に對しては、彼等の理解に適する形に於て親切に答へてやらねばならぬ。

童話

觀察は外界に對する知覺作用の指導であるが、幼兒は外界に接觸するだけでなく、自己の内面に豐富な想像の世界を描いて喜び、それによつて謂はば若い魂の翼を伸ばす。この想像力に訴へるのが童

話である。廣く童話といへば、幼兒兒童に聽かせるためのお伽噺、寓話、神話、傳説、歴史譚、事實談等を總稱する。幼兒期は特にお伽噺、寓話、神話、傳説等を好む。これ等を話し聽かせるについては、殘忍や恐怖の念を起させるものを避けること、徒らに數多く聽かせるよりも、良く選ばれたものを何度も繰返して聽かせること、我が國に於て古來傳はり、又は新しく作られたものを先にして、民族的國民的精神を啓培し、然る後に外國の有名なものを選ぶこと等に注意すべきである。幼兒は自らの考へや氣分を音律的に表現し、又それを聽くことを好む。この要求に應ずるのが童謠である。それは純正な童心に描かれる世界を、平易な語調で表現し、單純な調律の曲を附けたもので、古來子守歌や手毬歌として相當に傳はつてゐるが、近時特に現代の子供に適はしく作られたものも多い。明朝、快活、平易を標準として選擇せらるべく、大人びた教訓に偏したり、徒らに感傷をそゝるやう

童謠

なものは好ましくない。

實物觀察や童話、童謠の世界を補ひ、又はそれに代るものとして、繪畫が提供せられる。幼兒は繪本を見ることを非常に喜び、そこに知識を増し情意をも培はれる。但し幼兒は形體についても、色彩についても、事物の性質や關係についても、極く單純なものから次第に複雑なものに、興味と理解とを進めるのであるから、その程度を考へて、適切なものを與へねばならぬ。一般には描寫が正確で簡明で要領を得てゐること、色彩が鮮明であること、紙質や装幀なども成るべく良質で、藝術的であることが望ましい。

幼兒は繪本を見るだけでなく、自ら描くことの要求も強い。戸や壁などに樂書をするのもこの要求の現れである。故に早くから紙とクレイヨンなどを與へて描かせるがよい。三四歳の幼兒は「濫畫期」といつて、筆の走るまゝに線をひき、自分では「何々を描いた」と得意

繪畫
繪本

描畫



になつてゐるのであるが、四五歳頃からは、輪郭期といつて事物の大まかな形を描き、色彩なども極く大膽に粗雑に塗る。この時期の繪は幼兒が對象を全體的に捉へて、未だその細かな部分的關係に意識が分れぬことを示すものであり、しかも幼兒に取つて特に印象の強い點や、自ら要求してゐる點を誇張して描くのが常である。人物の顔や軍艦の旗を大きく描いたり、太陽に光線をつけたりするのはその例である。漫畫を好むのもかうした描畫的特徴と相應するからであらう。

幼兒の生活の大部分が遊戲であることに對應して、彼等の手にする用具の大部分は遊具である。大人の仕事に用ひる道具までも、幼兒に取つては遊具として使用せられる。遊具は遊戲の發達程度に應じて與へられねばならぬことは勿論であり、嬰兒及び幼兒については凡そ次のやうな標準が立てられる。

(一) 寝てゐる頃(生後三箇月位)

(イ) 眺めるもの——風船・風車・國旗等

(ロ) 音を聞くもの——太鼓がらがら・笛等

(ハ) 眺め音を聞くもの——風鈴・ぜんまい仕掛の鈴等

(二) 這ふ頃(三箇月位から八箇月位まで)

(イ) 運動を誘導するもの——ごむまり・起上り小法師等

(ロ) 自ら動かして音を出すもの——太鼓がらがら等

(ハ) しゃぶるもの——おしやぶり

(三) 這ひ・立ち・歩く頃(八箇月位から一年半位まで)

(イ) 自分で音を出させるもの——笛・太鼓・ラツパ・木琴等

(ロ) 組立てるもの——簡単な積木

(ハ) 全身の運動を促すもの——曳いて歩く動物や車等

(四) 歩行が発達し手足が自由になる頃(一年半から三年位まで)

(イ) 歩行を進めるもの——走らせて追ひかける車動物等

- (ロ) 全身運動を促すもの——ぶらんこすべり臺・木馬等
- (ハ) 組立てるもの——積木・組立て繪等
- (五) 幼稚園時代(三年位から六年位まで)
- (イ) 全身の構へや手足の調整などを練習するもの——輪投げ・お手玉等
- (ロ) 想像を促し手先の調整を進めるもの——切り紙・折り紙等
- (ハ) 全身の運動と手足の調整を進めるもの——ぶらんこすべり臺・三輪車等
- (ニ) 模倣及び想像を促すもの——人形・ままごと・道具・電車・ごっこや郵便遊びの道具等

遊具の選擇については、以上の標準に適合するものの中から、一般に複雑高價なものよりも、單純廉價で堅牢なもの、材料や構造の上に危険性のないものを選ぶべく、又一時に多くを與へるよりも、徐々に取替へて與へる方がよい。

第三章 幼稚園の教育及び保育所

第一節 幼稚園の必要とその任務

幼稚園の必要

幼稚園は學齡以前即ち滿六歳未滿の幼兒を隨時任意に收容して、家庭教育を補ふものである。幼稚園令第一條に「幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」と規定せられてゐるのは、その趣旨を明示してゐる。既述の如く家庭は最も基本的自然的な教育所であり、母は幼兒教育の最適任者であるが、事實上、すべての母が教育に關する知識や技能を十分に具へてゐることは困難であるから、母の任務を補助する施設があつて家庭と協力して幼兒を教育することが望ましい。これが幼稚園の必要な第一の理由である。第二にたとひ母が教育的智能を具へてゐても、家庭の職業の關係上、幼兒教育に十分

母の任務の補助

父母不在中の
家庭教育の補
助

の力を盡すことが出来ない場合があり、殊に近代産業の發展に伴ひ、父母共に家庭外の仕事に従事することが非常に多くなつたので、家庭教育の缺陷が益々痛感せられ、それを補ふために幼稚園の必要が強調せられるに至つた。

社會的生活態
度の訓練

第三に幼兒は家庭に於て動もすると社會的生活態度の訓練を缺き易い。即ち家族が少くて相互の協同や禮讓などの徳が十分に養はれなかつたり、或は家族が多くても、放縱に流れて秩序や規律の訓練が缺けたりすることがある。かゝる缺點を補ふことも幼稚園の必要な一つの理由である。

幼稚園の任務

上述の事情から幼稚園の任務を考へるとき、それは家庭教育を補ふ施設であつて、家庭に代るべきものでもなく、又小學校入學の準備機關でもない。幼兒の教育はあくまでも家庭教育を原則とするのであつて、幼稚園が家庭に代つてすべてをなし得るものでもなく、母

家庭教育の補
助

は幼兒を幼稚園に送つたからとて自らの責任を解除されるわけではない。家庭が主となり幼稚園がそれを補ふといふ本末の關係を銘記しなければならぬ。又近時幼稚園が小學校入學の準備に没頭する傾向のあるのも警むべきである。勿論家庭から小學校への移行行きを圓滑にし、急激な飛躍を避ける意味から、幼稚園が幼兒の社會的規律的生活を漸次に助長することは望ましいのであるが、特殊の小學校の入學を目標にして、その準備教育のために幼き心身に脅威と過勞とを與へるが如きは嚴に慎まねばならぬ。

以上は幼稚園の必要からその任務を述べたのであるが、次に内容的に考察すると、幼稚園は幼兒の心身の健全な發達と善良な性情の涵養とを任務とする。即ち身體を圓滿健康に發達せしめ、心的機能を正常的確に修鍊し、性質感情を善良醇正に養つて行くのがその任務である。難解の知識を授けたり、過度の作業を課したりすること

心身の發達と
性情の涵養

は、心身を早熟疲弊せしめて健全な發達を害する。又性情に關しても、過度の高尙さや教説による理解を要求すべきではなく、卑近な行動に即し、生きた模範に倣はしめて、これを涵養しなければならぬ。幼稚園令施行規則第一條に「幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス 常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメムコトヲ務ムヘシ」とあるのはこの趣旨を示したものである。そして幼稚園の教育を特に「保育」といひ、その教師を特に「保姆」と稱するの、學校教育の如き程度の高い智能の教授や嚴格な性情の訓練と區別するためである。

第二節 幼稚園の保育方法

幼稚園は前述の任務を果すために保育項目を設けて幼兒を指導する。幼稚園令施行規則に「保育項目ハ遊戯唱歌觀察談話手技等ト

ス」とあり、施行上ノ注意事項には、從來ノ如ク其ノ項目ヲ限定セス當事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ經驗ニ應シテ適宜工夫セシムルノ餘地ヲ存シタリ」と記されてある。故にこれ等の項目は唯保育の便宜上、幼兒生活の主な形態に着眼して若干の方面を擧げたに止まり、この外に適宜のものを加へても差支ないわけである。しかもこれ等の項目は廣く見ればすべて遊戯であり、幼兒は唯面白く遊ぶといふ中に、これ等各種の生活形態を現はすのである。従つて所謂保育項目をそれ〴〵獨立に課するといふのは却つて本來の趣旨に背く。況んや近時綜合教育の主張が高く、兒童の生活をその未分化形態に於て陶冶することが強調せられてゐるのであるから、幼稚園の保育は特に幼兒の全一的生活の指導として行はれることが必要である。以上を一般原則として、次に各項目につきその實施方法を略説しよう。

遊戯

(一) 遊戯 保育項目の全部が廣義の遊戯であるとすれば、こゝに一項目として擧げられるのは狹義の遊戯である。即ち四肢を動かし身體的運動を以てする遊戯がこゝで意味せられてゐるのである。個々の幼兒に自由に遊ばせる個別的自由遊戯を主とし、數人乃至十數人の共同動作による團體遊戯をも加ふべきである。その種目は幼兒が家庭でなしつゝあるものを標準として、その醇化と擴充とを圖ると共に、幼稚園で新に教へた遊戯を以て家庭生活を豊かに明るくすることを考へねばならぬ。遊戯が唱歌や談話と結合し、手技の作品が遊具として用ひられるといふやうに綜合教育の趣旨を發揮することは特に必要である。

唱歌

(二) 唱歌 唱歌は歌詞も歌曲も單純平易で、明朗快活なもの、殊に幼兒生活の情調に合致するものが選ばれるべく、歌ふことと聽くこととが共に重んぜられ、遊戯や談話と結合することが望ましい。

觀察

(三) 觀察 感覺練習は幼兒期の最も重要な課題である。力めて多方面の感覺に訴へ、しかも單に知的な取扱のみに偏せず、豊かな想像力を介し

談話

て情意の陶冶にも及び、談話や手技にも結合し、全一的活動を促すやうに顧慮することが必要である。そのためには實物標、本、繪畫等を豊富に備へると共に散歩・遠足等により、園外に無限の對象を求めることが更に望ましいのである。

(四) 談話 童話・寓話・神話・實話・偉人物語・假作物語等により、幼兒の思想を擴充し情意を醇化し生活を向上させるのが、談話の趣旨である。道德的に無害で、殘酷や恐怖の感情を與へぬものであると共に、露骨な教訓に陥らず、興味津津たる中に所期の目的を達するやうに工夫すべきである。そして單に談話を聽かせるだけでなく、幾分は幼兒にも話させることが必要である。

手技

(五) 手技 諸種の材料を用ひて事物を作らせ、構成本能を満足せしめながら、感覺及び運動を鍊磨し、想像力や推理力を促進し、美感を養ひ意志を練るのが、手技の目的である。手技に用ひる用具を「恩物」といふ。幼稚園の創始者フレイベルの考案した二十種の恩物、モンテッソリーの考案し

た感覺練習用の遊具の如きはその代表であるが、分類や系統は必ずしも重要でなく、専ら幼兒の自發活動に訴へ、彼等が全我を傾けて没頭する裡に、各種の智能や性情が陶冶せられることを主眼とすべきである。

第三節 幼稚園の設備

上述の如き保育を行ふために十分な設備を要することは勿論である。故に幼稚園令施行規則には、設備の種類及び條件が指示せられてゐる。先づ幼稚園の敷地は道德上からも衛生上からも無害の場所に選ばれねばならぬ。風教上思はしからぬ地域や、人家錯綜の場所を避け、成るべく高濶で日當りがよく、十分な遊園を具へ、且樹木や草花もある所が望ましい。建物は幼兒に便利のために成るべく平家造とし、組の數に應ずる保育室、遊戯室その他必要な諸室を備ふべきことが要求せられてゐる。幼稚園の幼兒數は百二十人以下を原則とし、特別の事情ある場合に限り、二百人までに増すことを得る

設備

規定になつて居り、そして保姆一人の保育する幼兒數は約四十人以下とされてゐるが、遊園は幼兒一人に付なるべく一坪以上の割合を以て設け、保育室は幼兒五人に付一坪以上と定められてゐる。かくの如き敷地や遊園や建物や諸室の要件を完備することは中々容易でなく、殊に大都會の如きは益、困難であらうが、その場合には幼兒を度、野外、海濱その他適當の場所に連れ出し得るやうに配慮することが必要である。右の外、保育用具、玩具、繪畫樂器、黑板、机、腰掛、砂場等の設備を要することは勿論であり、採光、換氣、保溫、應急治療等衛生上の設備も要求せられてゐる。なほ幼稚園は滿三歳以上の幼兒を收容するのが原則であるけれども、特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得といふ規定になつてゐるので、この場合には授乳室、午睡室等をも備へることが必要である。

保母

なほ幼稚園長及び保母たるべき者は、幼稚園令及びその施行規則に定められた資格を具へねばならぬことは勿論であるが、單に法規上の資格だけでなく、その實質に於て、特にその人格・性情に於て、母性的教育精神を體得してゐなければならぬ。幼兒の母となつた心持で、家庭の母と協力して、保育の趣旨を全うすべきである。この點に於て保母といふ職務は女子のために最も好適であつて、幼稚園令が保母の資格を女子に限定したのもこの故である。

第四節 保育所

保育所の必要

近代産業の勃興は家内工業を衰微させて大工場の工業を發達させ、その結果として父母共に早朝から工場に出かける家庭が増加した。このやうな家庭の幼兒は、幼稚園と同様の保育を要する以上に、生活上の世話までも受けねばならぬ状態に置かれてゐる。これに對する社會事業として起つたのが從來託兒所と呼ばれたものであ

保育所の教育

つて、今日では保育所と言はれてゐる。

保育所の教育は幼稚園と殆ど同様であるが、満三歳以下の幼兒をも預り、食事・睡眠・入浴等をもさせて、榮養・衛生方面に特別の顧慮を拂ふことが附加せられてゐる。保育所には經濟上から見て比較的下層に位する家庭の幼兒が預けられることが多いから、その保母たる者は特に溫情を以て事に當り、幼な心に陰鬱な氣分や、ひがみ易い性向などを有たせぬやうに注意せねばならぬ。

第五節 幼稚園及び保育所と家庭との聯絡

起り易い弊害

幼稚園及び保育所については、往々にして弊害が生じ易い。例へば幼兒が共同して生活し接觸するため傳染病に感染し易いとか、保育監督が不十分のために、却つて悪い言葉や無作法を覺えるとか、保母に馴れ過ぎ我儘になつて、それが小學校入學後にも、不眞面目な態度として現はれるとかの非難は屢、聞く所である。

家庭との聯絡

かうした弊害があるとすれば、それは家庭と幼稚園及び保育所とがよく聯絡を取り、力を合せてこれを防止せねばならない。家庭では、その幼兒に病氣があつたならば、全治するまで幼稚園・保育所にやらぬやうにし、言葉や態度や作法などについても、自分の子供が他の幼兒に悪影響を及ぼさぬやうに注意すべきは勿論、他の幼兒からの悪影響があると思ふ場合には、保姆と相談して共にその對策を講ずべきである。要するに幼稚園及び保育所は家庭教育の補助機關であり、家庭と相俟つてその効果を全うするものであるから、常に兩者の聯絡協調を重んずることが肝要である。

第五篇 兒童期の教育

第一章 兒童の身體及び精神

身體

滿六歲頃から始まる兒童期は、滿十三四歲頃を以て終るまでに、身體的にも精神的にも兒童らしい完成を示し、生涯の發達途上に一段落を告げる。即ちこの間に身體の外形から言へば、第二充實期を經過して第二伸長期に入り、均整の取れたよい恰好に發育する。腦髓の重量増加もこの期の終頃には略、完了する。乳齒に代つて永久齒も完成し、筋肉・骨格等もよく發達して、活力を加へ機敏を増す。

遊戯

幼兒期の遊戯が、想像力によつて、玩具を擬人化し乃至生物化して遊んだのに對して、兒童期が進むにつれて、現實の事物を取扱ひ、且友達と共同し競争して遊ぶやうになる。木登り・水泳・スキー・スケート・

竹馬・繩飛び・こま廻し・自轉車乗り等が可なり上手に出来るのは、現實の事物の取扱に長じた證據であり、戰爭遊び・野球・ばちんこ・おはぢきかるた等の競技に興味を有つのは、共同的競争的意識の發達を證明する。

運動能力
智能と社會的
本能

これ等の遊戯が盛に行はれるのは、身體的には神經系統や筋骨の發達によつて運動能力が増進したからであり、精神的には判斷や推理の智能が進歩し、統制・服従等の社會的本能が強化したからである。兒童はあらゆる機會に於てその智能を試煉しつゝ増進し、その優越に満足しようとする。

作業

かうした心身の發達は、遊戯の外に、學習や家事手傳等の作業をなし得る基礎である。即ち一定の目的を自覺し、計畫を立て、これを遂行するまで活動を繼續し、その結果を反省するといふ作業過程を取り得るやうになる。かうした活動によつて益、事物の性質や因果關

人生の第一段
落

係の認識が進められ、それに基く技術的興味が盛に發動し、製作・實演等の活動を愛好し、それ等を可なり精巧に行ひ得る。かくして自らを圍繞する自然的・社會的環境に親熟・順應し、確實な安全な生活を營むやうになる。これが即ち「子供らしい子供」としての完成であり、ここに人生の第一段落に達するのである。

第二章 家庭教育

第一節 身體の養護

保護と鍛鍊

兒童期は身體が均整に發育し、諸器官諸機能が強化し、生涯の中で死亡率の最も少い時である。故に幼兒期の養護が消極的保護を主としたのに對して、兒童期はそれに加へて積極的鍛鍊を多くすべきである。これは學校教育で特に留意する所であるが、家庭教育に於ても、適當な運動を奨め、特に都會の兒童には郊外遠足などを促すべ

く、その他夏冬に耐暑耐寒の習慣を養ふことなども必要である。身體の鍛錬は精神陶冶と關係が深く、快活進取剛健忍耐規律等の訓育がそこに伴ふべきことは言ふまでもない。この點から見れば兒童に學業の豫習復習や家事の手傳などを規律正しく勤勉に行はせることが、一面に於て身體の鍛錬にも役立つのである。

運動遊戯が活潑になり、學習家事手傳等の作業が加はつて來ると、それだけ疲勞も多くなる。疲勞は身體組織内に老廢物が蓄積し、且血液中に疲勞物質が生ずることによつて起るものであつて、心身の過勞を警告し、生命を保護する役目をなす所の現象である。疲勞の進行は凡そ三段の過程を取る。第一段では活動の量は却つて増加するがその質は低下する。第二段では質も量も共に低下し、更に活動を續けると、第三段に至つて、精神は異常に興奮し、心身の精力は減衰し、遂に疲憊の状態となつて、活動は亂れ、遂に停止する。疲勞は倦

疲勞

怠の感情を伴ふけれども、倦怠の感の主觀的であつて、必ずしも疲勞の客觀的程度に比例するものではない。疲勞しても興味によつて倦怠しなかつたり、倦怠の感があつても疲勞はしなかつたりする場合がある。兒童には特にかうした事例が多いから、興味に任せて過勞に陥つたり、倦怠の感だけで活動を止めさせたりせぬやうに注意しなければならぬ。

休養

疲勞の恢復には休養を要する。休養には休息と睡眠と活動の轉換とがある。活動の轉換は興味を新にして倦怠の情を防ぐに止まり、眞の疲勞恢復にはならず、休息も一時的に精力の消耗を減ずるだけで十分の恢復は出來ない。睡眠は最も完全な休養である。既述の標準睡眠時間を念頭に置いて、兒童期の各年齢に適した睡眠をさせねばならぬ。但し睡眠の効果は、その時間よりも深さに關係がある。一般に深さは就眠後四十五分乃至一時間の間に極度に達し、そ

れより急に深さを減じ、四時間以後は殆んど同一程度で繼續する。故に床に就いたら早く熟睡の出来るやうな條件と習慣とをつくつてやる必要がある。

第二節 精神教育

家風と示範

兒童期の家庭教育も、その根本をなすものは、家風による雰圍氣の感化と、父母長上の具體的な示範とである。しかも家風が現れて父母長上の行動となり、その行動が積つて家風を建設して行く。兒童期は既に相當の分別を具へ、毀譽褒貶に對する感受性も幼兒よりは強く、家門の名譽、自己の優越を喜び、進んで善行をしようとする自發的努力も現れて来るから、家風の貴ぶべきことを知らせ、父母長上の示範に倣ふべきことを訓へ諭すことも必要である。この事は後に賞罰訓諭等の問題として述べよう。

遊戯

兒童期の遊戯の特色は既に述べたが、それを行はせるについて注

家庭作業

意すべきことは、現實の事物を取扱ふ場合に危険のないものを用ひさせること、水泳スケートスキー等の場合には長上の監督者が附添ふこと、智力を用ひる競争遊戯に於て、賭け事の如き道德上望ましからぬ遊戯を避けさせること、競技の勝敗にのみ熱中して身體の過勞や精神上の弊害を招かぬやうにすること等である。

兒童期に作業の可能なことは既述の如くであるが、廣く作業といへば學習をも含ませることが出来るから、兒童が家庭に於てなすべき作業は、學業の豫習復習と、その他の家庭作業とである。學業の豫習復習は毎日大體一定の時刻を定め、學年の向上につれてその時間を延長するのが當然である。これは自學自習を原則としたとひ家族や家庭教師が輔導する場合にも、兒童に依他心を起させぬやうに注意しなければならぬ。その他の家庭作業としては、居室・庭園の掃除、戸締り、家業の手傳ひ、用達し、祖父母への奉仕、弟妹の介抱等があり、

讀物

これ等は年齢に應じて、成るべくその役割を定め、責任を以て行はせるやうにするのがよい。かうした作業は心身の發達に効果が多いだけでなく、知らず識らずの間に職業指導にも役立つのである。

兒童期は學校へ通學するため、讀書力の發達と知識欲の増大とを來し、その結果として讀物を盛に要求する。讀物は、學校の教科の學習を補ひ、情操を養ひ、國民的常識や信念を培ふ上に有益であるが、その選擇を誤ると、却つて性情を害し、教科學習にも妨害を來すことが多い。故にその選擇には十分の注意を要する。尋常一二年頃には短い童話・童謠等を主とし、文字と繪とが結びついたものが適當であり、三四年頃には冒険談や武勇傳と共に科學的物語が適し、五六年頃には相當長篇の物語や、歴史的・地理的材料を盛つた讀物、それから偉人の傳記、特に國民精神を陶冶すべき物語等が有效である。これ等の讀物は、科外であるから、學校の教科學習を閑却してこれに耽るが

交友

如きことがあつてはならぬ。又濫りに多く讀むよりも、精選せられたものを精讀するやうに指導すべきである。

兒童期は、遊戯の特色からしても、又學校生活の反映からしても、交友の範圍が廣くなり、従つて友達から受ける感化も甚だ強くなる。友達への義理立てや奉仕を、父母や教師に對する以上に尊重する場合すら現はれる。善くなるのも不良に陥るのも、大半の原因は交友關係にあると言つてもよい程である。故に家庭に於ては、兒童の交友に注意し、若しそこに心配な點があつたら、學校の教師や相手の兒童の父母などとよく相談して、お互に良友となるやうに指導せねばならぬ。

兒童期は賞罰についても敏感の度を加へ、且その理由や方法についての判斷力が進んで來るから、これを行ふには格別の注意を要する。その主な點をあげると、先づ賞については、

賞罰

賞の注意

罰の注意

(一) 天與の才能よりは寧ろ努力に對して賞すべきである。
 (二) 一時的善行を賞すると共に、永續的精勵をも賞することが必要である。

(三) 他の子供に嫉妬や猜忌を起させぬやうに、又本人の自負心を増長させぬやうに、公平な理由と方法とによつて賞し、しかも本人には受賞の眞價を將來の向上によつて益發揮するやうに激勵するがよい。

(四) 物的な褒賞から精神的褒賞へと漸次に方法を進めるべきである。
 次に罰については、

(一) 罰は最後の手段であるから、成るべくその數を少くし、非常の場合のみに課すべきである。罰の濫用は、兒童をしてこれに慣れて無恥鈍感ならしめるか、又は自信を失ひ自暴自棄に陥らしめる。

(二) 非行の結果よりもその動機を考へ、しかも結果に對する應報としてではなく、將來の改善のために罰を課せねばならぬ。

(三) 罰は愛情を以て行ふべく、罪を憎んで人を憎まぬ態度が必要である。

愛情のない者は罰する資格がない。

(四) 私情に驅られて公平を失し、又は一時の激情によつて罰を行つてはならぬ。心が平靜でない時には罰を行はない方が安全である。

(五) 罰は成るべく軽くし、兒童が頑迷な時にのみ嚴罰によるべきである。

(六) 罰の種類は兒童の個性に應じて適切でなければならぬ。

(七) 罰は成るべく早く忘れられるがよい。兒童に改悛の情が現はれたら、一切を水に流す態度が必要である。

訓諭

訓育の方法上、賞罰と密接に關聯するのは訓諭である。兒童は相當の理解力があり、分別があるから、直接に手を取つて導く外に、口を以て訓へ諭すことが有効である。訓諭について注意すべき點をあげると、

(一) 父母長上の身を以てする示範を背景とし、衷心の教育愛を源泉としなければ訓諭の效はない。

(二) 訓諭の内容は合理正當で、兒童が納得し、且實踐し得る事柄でなければ

ばならぬ。

(三) 訓諭はその機會を得ることが必要である。機を失すれば效がなく、又濫りに頻發すれば何れも徹底を缺き、兒童を鈍感ならしめる。

(四) 訓諭と實踐指導と賞罰とは常に矛盾なく結合しなければならぬ。

第三章 小學校教育

第一節 義務教育

兒童期は家庭教育の外に、小學校の教育を受けることが大きな變化である。小學校は學校教育の最初の階梯であり、特に尋常小學校は、國民に共通の基礎的陶冶を施す所で、これは將來如何なる職分を果すにも是非必要な教育を與へるのであるから、國家は義務教育として、全國民に平等にこれを受ける義務を負はせてゐる。國家の興隆發展が國民全般の教養の高さに關係するといふ事實は、古今東西

義務教育の本旨

の先覺者のひとしく思ひを致す所であつて、義務教育制度はこの根本的事實の自覺に基づくのであり、今日歐米列強に於ては、何れも八箇年以上の義務教育を實施してゐる。

我が國の義務教育制度

我が國の小學校は、庶民教育機關としては寺子屋から發達したものであるが、國民教育の見地から國家によつてこれを統督するに至つたのは明治維新以後である。顧ふに明治天皇踐祚の初め、維新の洪謨を神明に誓ひ給ひ、特に舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシと宣示し給ひ、やがて明治五年學制を頒布して、邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期し給ふに及び、文教日本の高遠なる指標は儼として確立せられた。爾來當路の人材、銳意聖旨を奉體して教育制度の改善に盡瘁し、つひに内閣制度の創設と共に初代文部大臣の重任を拜した森有禮氏は、學制の全面的改革と關聯して國民一般に對する四箇年

の義務教育制度を設定した。これに期を劃して文運大いに興り、國勢頓に躍進したが、一面歐化主義の餘弊があり、國粹主義の反動もあつて、民心混亂し風教の危殆を告ぐるに及び、畏くも明治天皇は教育に關する勅語を賜はり、肇國の淵源、國體の精華に基づき、古今一貫中外普遍の大道を明示し給うた。教學の基礎こゝに立ち、民心の歸趨忽ち一定して、國步驟々、内には憲政の進展を遂げ、外には日清、日露の大戦に勝ち、遂に東亞の盟主として世界の活舞臺に躍進し得たのである。この躍進の勢に乘じ、一段と國民の品位を高め實力を養つて、國本を不拔に培はんためには、義務教育制度の更新が要求せられ、明治四十年政府は更にその年限を六箇年に延長し、且内容上にも一大刷新を加へた。然るに大正時代以後の日本は、世界大戦に東洋平和のために戦つて一段と國勢を向上せしめ、普通選舉の實施によつて内政の劃期的振張を遂げ、内外共に世界第一等國の地歩を確立する

に及び、それと因果相應して教育振興の氣運また次第に醗酵し、義務教育年限を更に延長すべき要望も起つて來た。今上陛下が常に勸諭を教學に注がせ給ふは申すも畏く、殊に昭和九年四月三日には二重橋前に於ける全國小學校教員精神作興大會に親臨あらせられ、國民道徳ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨとの勅語を賜つた。この聖慮を奉體顯現するために、國民教育の劃期的進展を遂げしめることは、今や上下朝野の希望となり、教育の全般的改革と併せて義務教育年限の延長及び内容の改善も審議せられるに至つたのである。

第二節 小學校教育の目的

小學校教育は上述の如くに重要性を有するのであるが、然らばそれは如何なる目的を追求し、如何なる任務を果すべきであるか。こ

小學校教育の
目的

れについては小學校令第一條に「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と明記せられてゐる。この規定は要するに基礎的陶冶の使命を具體的に示したものであるが、その主要事項を取出して次に略説しよう。

兒童身體の發達

(一) 兒童身體の發達 強健な身體が教育の一般目的の重要な條件をなすことは既に述べた。實に身體は精神活動の動力であり忠僕であつて、個人の幸福の重大原因であるのみならず、國家の盛衰は國民體位の優劣に依存することが多い。特に兒童期は嬰兒期・幼兒期に續いて身體の發育の最も旺盛な時期であり、この期間の健否は生涯の健否を決定すると言つても過言ではない。正常な親心から見ても、子供には先づ健康を望むのが當然である。この意味に於て、體育が小學校教育の第一の任務に擧げられたのである。更に近時國

民一般の體育熱が向上し、その勢の趨く所、多少の弊害も現れ易いことを思へば、小學校に於て體育を正しく指導し、生涯の體育に堅實な基礎を與へることの必要が益、痛感せられる。

(二) 道德教育及び國民教育の基礎 道德教育は人間一般として必要な道德即ち一般道德の教養と、國民として特に必要な國民道德の教養との兩面を含み、そして國民道德の中には、國民として必要な智能や感情の教育をも含む。故に「道德教育及び國民教育」と言つても事實上その任務が分れるのではなく、國民としての道德教育を完成することによつて二つの任務が共に充たされるのである。但し完成といふことは結局生涯を盡しても果されぬ課題であるから、小學校に於てはその基礎を築くべきことが要求せられてゐる。そして兒童期の純眞無垢の精神は、特に陶冶性に富んでゐるが故に、この時期の基礎は誠に重大である。

道德教育及び國民教育の基礎

生活に必須な
る普通の知
識・技能

(三)生活に必須なる普通の知識技能 將來のあらゆる生活形式に共通に必要な教養を與へることは、基礎的陶冶の本領であるから、小學校がこれを目ざすべきは言ふまでもない。廣く見れば身體の發達も所謂道徳教育國民教育も皆生活の基礎であるけれども、こゝではそれ等の外に、日常世に處し職業を果す上の各種の知識技能を指してゐるのである。そして生活に必須な智能は、その量に於ても程度に於ても無限であり、専門的な特殊高度の智能は専門的職業的陶冶に俟たねばならないから、小學校に於ては、あらゆる専門に共通する低次の基本的智能を先づ修得せしめることを期し、これを「普通の知識・技能」と限定したのである。

第三節 小學校教育の方法

方法の三方面

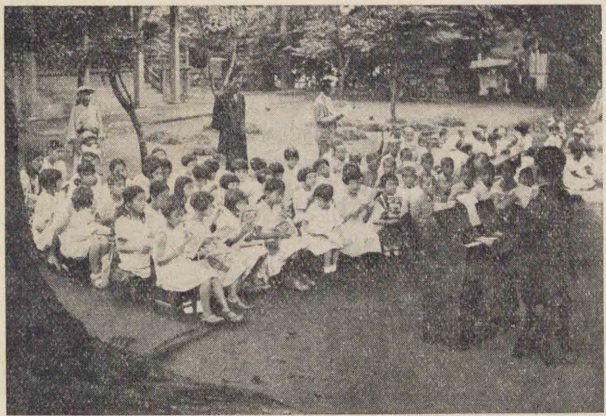
小學校では上述の目的を達する方法として、養護・教授・訓育の三方面に努力する。これ等は、その何れの一つを行ふためにも他の二つ

がよく行はれてゐなければならぬのであつて、三方面が常に密接に關聯して實行せられる。

養護

養護は身體を保護養育し、進んでこれを鍛鍊強化するために、體育や學校衛生の立場から各種の施設・行事を行ふのであるが、これは消極積極の二方面に分けて考へることが出来る。消極的方面としては、所謂「學校病」といつて、學校生活から特に起り易い病氣、例へば頭痛、神經衰弱、視力障害、脊椎彎曲等を防ぐことは勿論、一般に全身の發達及び諸器官の機能を妨げるが如き條件を避けることが必要である。そのためには、校地・校舎・教室の位置や廣さや採光・通風等の設備を工夫し、机や椅子やその他一切の器具・教具等の形や構造を合理的ならしめ、學習や作業の過重・過勞を防ぐべき時間割や施設方法を考究すること等が要求せられる。殊に榮養不良の兒童に對する學校給食や、虚弱兒童に對する特別學級編制等は、今後益々促進せらるべきであ

る。以上は恆常的に行はるべき配慮であるが、その外、臨機に戶外學校・林間學校・海濱學校等が設けられるのは大いに望ましいことである。



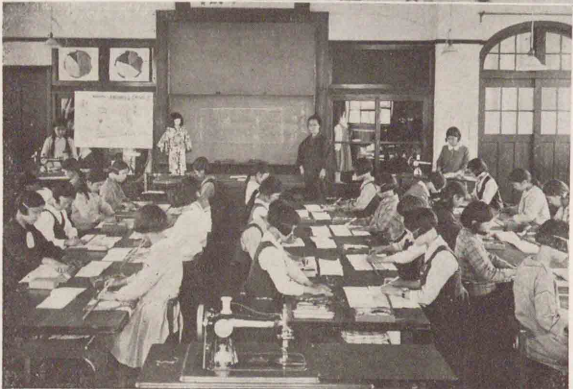
育がそこに伴ふべきことは言ふまでもない。

次に積極的鍛鍊のためには、體操遊戯・競技・作業等を不斷に課し、臨機に遠足・水泳・登山等を行ふべきであるが、これ等は何れも被教育者の發達程度に應じて、易より難に進み、且男女の性別や各の個別的事情に適應して、合理的に配序實行せられねばならぬ。そして鍛鍊的方面は特に精神陶冶と關係が深く、快活進取・剛健協同規律等の訓

小 學 校



學期始め →



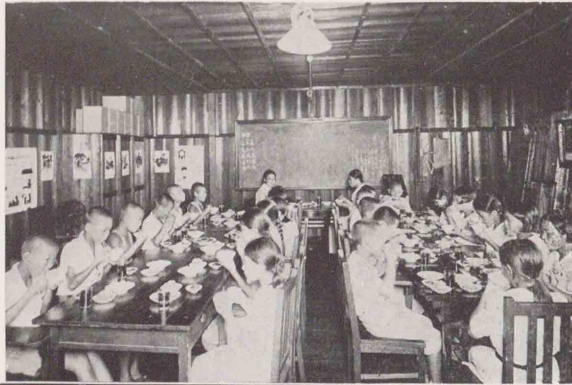
← 裁縫



→ 體操

護養の校學海臨

食
事 →



←
晝
寝

料
理 →



教授

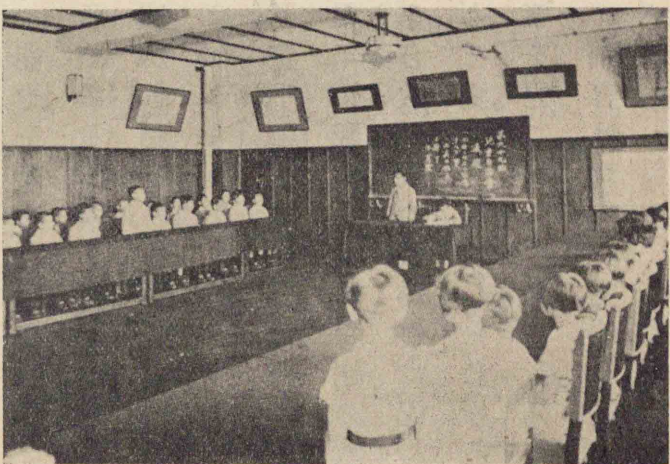
教授は知識・技能の内容を授けると共に、それに關聯した學習態度や能力を陶冶すること、これは學校教育が最も計畫的に行ひ得る所である。即ち既述の教育目的を達するに必要な各方面の文化領域から、兒童の發達程度に適し、且現代日本の立場から最も肝要と思はれるものを教材として採擇し、それを修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・手工・唱歌・體操・裁縫・家事・實業等の教科目に分類し、その内容を各學年に配當し、更に毎週の教授時數に割當てて、教科課程を作り、それを各教科目の教科書に記し、又一般に土地の情況や學校の事情に應じて更に具體化した教授細目を豫定し、毎日の時間割に従つて教授案を立てつゝ、これを教授するのである。

訓育

訓育は意志を陶冶し、良習慣を養ひ、性格を形成することであつて、これは特に兒童の實踐躬行を直接に指導して行ふ。家庭の家風に相當する校風を振作して兒童をその中に浸らせ、教師が自ら模範を

示し、兒童相互にも切磋琢磨して修養させるのである。學校でも賞罰や訓諭等を家庭教育と同様の趣旨を以て行ふべきは勿論であるが、學校の共同生活に即した訓育、即ち共同遊戯、共同作業、儀式その他各種の團體的行動を通しての訓育は、學校の特に重視すべき方面である。

兒童自治會
學校自治會、學級自治會の如きもの意味に於て、よく指導せられねばならぬ。



聯絡の必要

には、その趣旨を家庭がよく理解してこれに協調する必要がある、又

第四節 小學校と家庭との聯絡

小學校教育の効果を收めるため

家庭教育の効果を大ならしめるためには、小學校が兒童の家庭生活にまで反省を促し、指導を及ぼさねばならぬ。教師の努力も家庭の無理解のために水泡に歸し、家庭の苦慮も教師の助力を得ないために効果が減ずるといふ場合が非常に多い。小學校と家庭との聯絡は雙方のためには是非とも必要である。

聯絡の方法

聯絡の方法としては、學校側から成績通知表を初め、成るべく各種の通知を家庭に送り、又父兄會、母姉會等を催して家庭から學校への參集を求め、家庭訪問を行つて個別的に事情を告げ合ふといふやうなことが必要である。家庭側ではかうした機會に學校の意圖を十分に理解すると共に、進んで平素の課業や運動會、學藝會等を參觀し、兒童の學校に於ける狀況を知ると共に、家庭に於ける狀況をよく教師に話して、養護教授訓育の各方面に互り、協調協力してその實を擧げるやうに力めねばならぬ。

第四章 社會教育

社會教育の意義

家庭教育と學校教育とを除いて、一般社會に於て行はれる教育を社會教育といふ。社會の風習や輿論がおのづからその成員を感化して行くのは廣義の社會教育であるが、特に教育的意圖を以て各種の施設方法により社會の成員を指導するのが狹義の社會教育である。

社會教育の任務

社會教育は家庭教育と學校教育とのよき背景を成し、補充を行ひ、又その延長ともなることを任務とする。即ち家庭や學校の教育を阻害するが如き悪影響を除去し、寧ろそれを促進するが如き有益な素材を提供し、純良な雰圍氣を作るのが、よき背景を成す所以である。又家庭教育や學校教育のみでは不十分な社會的教養、特に公益博愛・共同奉仕の訓練や公民的智能の如きは、社會教育によつて補充する

社會教育の施設

必要がある。更に學校教育を終つてもなほ修養を持續させ、生涯に互つて人格の完成を期せしめるといふ重要な任務は、學校教育の延長としての社會教育が負はねばならない。

社會教育の施設方法は、その種類が頗る多い。圖書館・博物館・動物園・植物園・水族館・公園・體育場等の如き常設機關を以て、人々の随時任意の利用に供するものもあり、講演會・講習會・展覽會・音樂會・映畫會・體育會の如き臨時に開催するものもあり、少年團・青年團・各種の教化團の如き團體を組織して行ふものもあり、保育所や青年學校の如き常設の教育機關を以てするものもある。近時これ等の施設方法に對する民衆の自覺と要求とが高まり、國家の勸奨・補助・統制も大いに進められて、我が國の社會教育は長足の進歩を示した。

兒童の社會教育

右の如き施設方法が特に兒童を相手として行はれる時、そこに兒童のための社會教育が生れる。公園・動物園・植物園・水族館等は大人

少年團の精神

宣誓

私は神聖なる信仰に基き名譽にかけて次の三條を誓ひます。

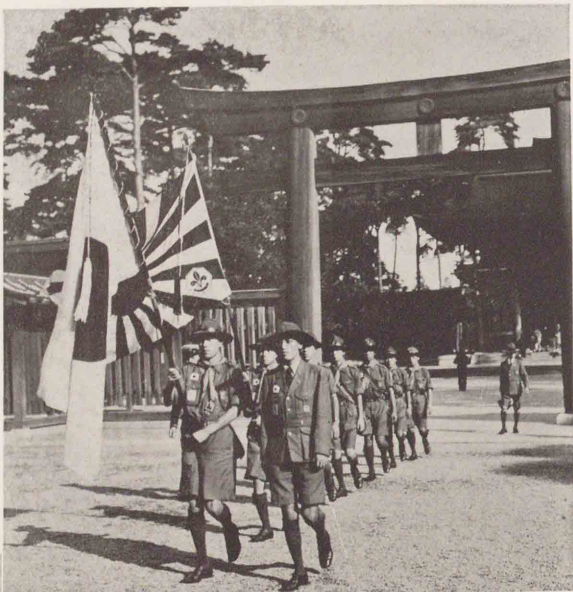
- 一 神明を尊び、皇室を敬ひます。
- 一 人の爲、世の爲、國の爲に盡します。
- 一 少年團のおきてを守ります。

おきて

- 一 健兒は忠孝を勵む。
- 二 健兒は公明正大、名節を生命とする。
- 三 健兒は有爲、世を益することを務とする。
- 四 健兒は互に兄弟、總ての人を友とする。
- 五 健兒は常に親切、動植物を愛する。
- 六 健兒は長上に信賴し、團各長に服従する。
- 七 健兒は快活、笑つて困難に當る。
- 八 健兒は恭謙、禮儀正しい。
- 九 健兒は勤儉質素である。
- 十 健兒は心身共に清い。

と共に兒童もこれを利用して得るものであるが、その他特に兒童圖書館を設け、兒童のための講話會、展覽會、音樂會、映畫會等を催すことが必要である。團體組織による兒童社會教育の代表的なものは少年團である。少年團は兒童期に於ける子女に對し、學校教育と相提携して、校外生活を指導し、團體的生活を通じて、敬神崇祖、社會奉仕、協同互助、規律、節制、勤勞、愛好等

少年團



明治神宮參拜 →



← 急救作業

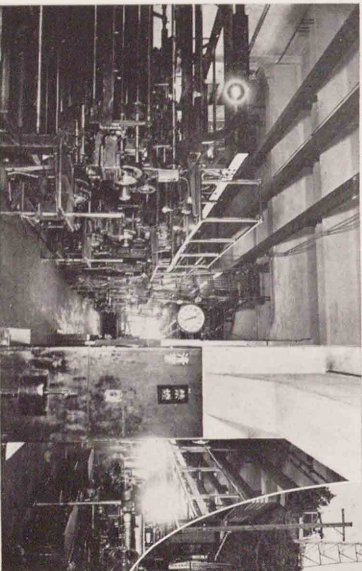


→ 野營訓練

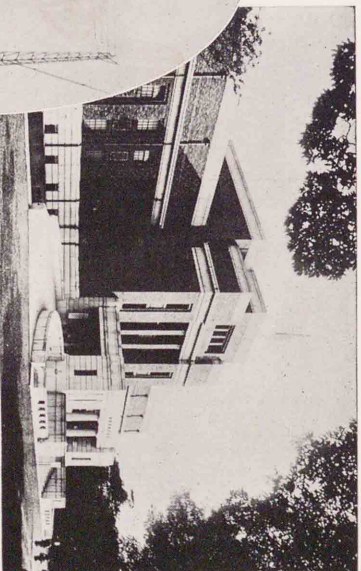
社 會 教 育 施 設



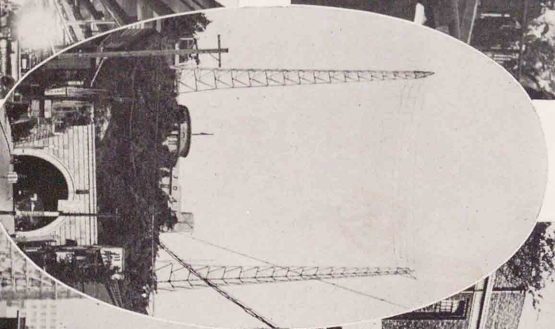
動 物 園



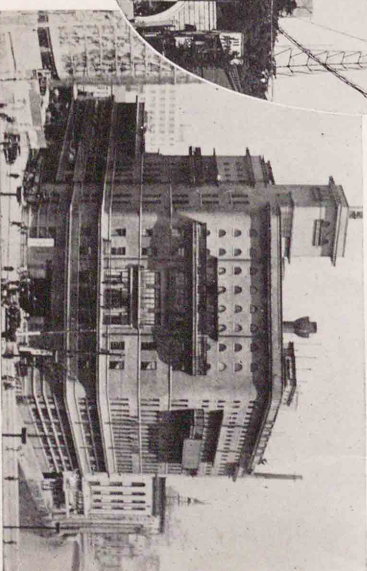
同 右 內 部



東 京 科 學 博 物 館



東 京 中 央
放 送 局



東 京 朝 日 新 聞 社

の精神を養ひ、社會公共生活に對する實際的訓練を行ふことを目的とするものである。

第六篇 青年期の教育

第一章 青年期の身體及び精神

青年期

兒童期以後滿二十歳頃までが青年期である。但し女子に於ては男子よりも一二年早く始まり、一二年早く終るのが常である。又男女共に環境や生活状態によつて青年的特徴の去來に早晩の別がある。

身體

青年期は人生の第二回の誕生とも言はれる程、心身の變化が著しい。即ち兒童期の終に第一段落を告げた發達過程が、今や大人に向つて新しい出發をなすのが青年期である。外觀上からも、聲の變化、筋骨容貌の變化、女子に於ける乳房の發育及び骨盤の擴大等が目立つて來るが、内臟諸器官にも種々の變化が起る。概して男子は力を

加へ、女子は美を増すのが全體的特徴であるが、一方またかうした變化に伴つて弱點も生じ病氣に罹り易い。青年期の死亡率がその前後に比べて高いのはこれを證明する。

内省的傾向

青年期の精神は身體にもまして著しい變化を示す。その主な特徴をあげるならば、第一に内省的傾向であり、それは又「自我の發見」とも呼ばれる。兒童期の意識は専ら外に向ひ、對象界即ち仕事や事柄の中に自我は没してゐるのであるが、青年期になると意識が内に向ひ、對象に働きかける自我、即ち仕事をなし事柄にかゝはりを有つてゐる所の自分を、自分として見出すのである。そのために青年は黙つて内なる自己を見つめる機會が多くなる。

動搖不定

然しながら黙つて自己を見つめても、そこに發見されるものは、固定した明確な自己ではなくて、矛盾し動搖しつゝある自己である。昨日の我と今日の我とが異なつた姿で現れ、その何れもが眞實の我

とは思はれない。その時々、心の動きに身を委ねて大膽に眞剣に行動し、そこに現れる自分の姿を省みて、しかも結局は自分が何であるかを捉へ得ないのである。かうした動搖は、自然が神の攝理が、青年をして人生の多様の生き方を自ら試煉せしめるためであると解せられる。眞實の自己を見出し育てるためには、あり得べき多くの自己を現して見て、その中から最もすぐれた自己を選ばなければならぬ。天分の豊かな、そして境遇の自由な青年ほど、より廣く動搖して、より十分の試煉を自ら受けるのである。

然しかうした動搖と試煉とにさらされながら、青年の心は更に深刻な問題を自らに投げかけて来る。それは自己の生存價值に關する尋問である。兒童期のやうに自分が何處から生れ何處で育つたかといふ事實問題を問ふのではなくて、自分が、何故に生きる理由があるか、生きて何の價值があるかといふ權利問題[即ち價值問題]が青

生存價值の尋問

年の問ふところである。それはまさしく哲學的煩悶である。そして自らの「生存理由」を満足に見出し得ぬとき、往々にして「死の誘惑」から襲つて来る。かうした哲學的煩悶はすべての青年が多かれ少かれ遭遇する運命である。それは人生の發達過程に於て何人も免れ得ぬ共通の悩みであつて「發達病」と名づけられる正常の病氣である。この病氣はそれがまさに正常であるが故に敢て恐れるに足りない。正常に襲ひ來たものはまた正常に消え去るからである。青年はそれほど眞剣な問題を何時の間にか忘れて、他の關心に生きるやうになる。ともかく建設に先立つ破壊、積極的熱意の前の消極的懷疑、これが青年期の哲學的煩悶の役割である。

對象界と引離された自我を意識する青年は、その自我を環境と對立させ、環境の拘束から解放せられて自由に自己の途を進まんとする要求を感じて来る。自由が、自律が、反抗が、青年の特徴である。こ

自律的要求

舊き自己への
反抗

の心は通常は傳統的權威に對する反抗として注目せられるけれども、一層根本的には、青年が己れ自らに對する反抗として、即ち舊き自己に對する新しき自己の反抗として現はれる。更生の意氣、過去を清算する念願がそれである。本名の代りに雅號を使用したり、變名を望んだりするのも、舊き自己に訣別して新しき自己を築かんとする願望の現れに外ならない。

舊き環境への
反抗

第二に青年は舊き環境に對して反抗する。兒童期の課題は自我が環境に順應することに存し、順應することによつて、住心地よき天地、心安き自然と社會とを得ること、一言にして郷土になじむことが、兒童期の當然の收穫であつた。然るに今や青年期の自律的要求は、舊き自己より新しき自己を解放し、舊き自己と深く結びたる環境を脱して、新しき自己の育成のために新しき環境に生きんことを要求する。兒童期との訣別はそれ故にまた郷土との訣別である。故山

舊き權威への
反抗

を後にして新しき世界に憧れ出ようとする希望や意氣が青年を驅り立てる。所謂渡鳥運動の如きも、古の武者修業や托鉢の旅と共に、青年期の心理によく適合したものと云はねばならぬ。

舊き自己に背き舊き環境に訣別する青年は、第三に舊き權威の一切に反抗する。彼等は言合せたやうに文明批評家となり、社會改造論者となる。傳統の價値を認めるよりも、その暗黒面を誇張して受取り、端的に率直にそれを批判し、時には一舉にそれを更改しようとする危険な思想にすら導かれる。

自力更生の意
義

かくの如く青年は自己と環境と傳統的權威とのすべてに反抗し、それ等から背き去らんとするのであるが、この心的動向は、やはり眞の自己を知り、環境と權威との價値を自覺するために意義あるものと解せられる。舊來の自己を一先づ否定することによつて、實は自覺された自己を打建てることが出来、また順應しきつた郷土から背

き去るやうに見えて、實は郷土を見直し向上させることが出来る。更に傳統的權威への反抗は、それによつて一面には傳統の固定沈滞が除かれ、他面には青年自身が傳統の價值をば、批判を通じて眞に認識するための機縁となる。要するに新しく強く生ひ立つべき魂は、舊き保護から脱出して自らを苦難にさらし、自力更生の悲壯な旅に旅立つのである。

内面的感受性

孤獨の淋しい自己を見出し、多くのものから背き去つて己れ獨りの力に立たんとするとき、さすがに青年は内心の不安を禁じ得ない。自己が果して如何なる者であるか、これを自らに尋ねてしかも自ら確かには答へ得ぬのが青年である。それ故に彼等は心ひかに、他人の評價を期待し、傾聴する。外面的には他人の毀譽褒貶には無關心であるやうに装ひながら、内實に於ては極めて鋭敏に自己への評價を感受する。この場合に先づ何よりも強く響くのは同僚たる青年

相互の評價である。環境に背き權威に拘束せられぬ彼等は、宛も青年を知る者が青年の外にないとの心境から、友人の批評を最も深く胸にしめ、交友の情誼を親子や師弟のそれよりも更に尊重することすらある。然しながら長上の評價をも全然無視するのではなく、殊に青年自身が次第に成熟し、前途に對する具體的計畫に生きることになると、それに關係ある長上の毀譽を眞劍に受取り、それによつて身の振舞方を工夫するやうになる。この場合にも併し青年の求めてゐるものは眞實の評價であるが故に、自らの腑に落ちぬ叱責や、見え透いた阿諛などは極力排斥する。しかもまた生ひ立つ魂は常に自らの眞價の相當に高いことを自認し、前途に輝かしい希望を抱いてゐるが故に、青年に對する評價はかうした自尊心と向上心とに訴へるものでなければならぬ。

生活統制の要求

青年期の鋭敏な感受性は、内に自己を尋ね自己を築かんとして、し

生活目標發生

かも自己の何たるかを自ら捉へ得ぬ不安に因由するのであるが、同じ不安は更に積極的に安心確立を求めて、こゝに生活統制の要求を生ずる。この事は第一に何等かの生活目標の發生として現れる。未だ職業の選擇とまで具體化せずとも、その前提としての入學準備や、或は趣味・スポーツ等への精進として、ともかく動搖不安定の青年の生活を特定の具體的目標によつて統制することが求められ、且行はれるのである。こゝでは何時の間にか「生存理由」の哲學的尋問などを忘れて、眼前の特定の計畫のために全我を傾けて熱中努力する。第二にかうした生活目標への精進は、それに關係ある特定の先輩を尊崇し追従せんとする要求を生ずる。他方自分の後輩にして自分と同じ進路を目ざしつゝある者に對して、親切に輔導せんとする態度も現れる。

團體的統制への服従

更に青年は、團體的統制に服することによつて、自己の不安と動搖とに支柱を與へる。内に自律的要求を抱き、環境と權威とに反抗しながら、しかも同僚の誓約や團體の規約に絶対服従する心、この一見矛盾した徴候は一層深い層に於て關聯してゐる。自らの足場に立ち、獨往精進せんとする青年は、まさにそれ故に内心の不安を抑へ得ず、この不安に支柱を求めて、他人との共同に身を委ねるのである。故に青年期の社會的統制は、内心の自律的要求と矛盾するものであつてはならぬ。こゝに自治的共同訓練の意義が存する。

宗教的要求

最後に、併し青年は宗教的信仰を得ることによつて一層大きな安心を與へられる。自己も先輩も同僚社會も等しく人間であり、現世に生きつゝある者であるから、それ等に頼り縋つても、人間的な覺束なさと、現世の儚さを免れることが出来ない。かうした心持になつた時、自己の舉止振舞に對する指導と慰藉とを超人間的偉力に求め、超現世的永遠に託することによつて、青年は内心の安心を得るの

である。勿論迷信を排し、道德的純情に生きる青年は、理智と矛盾する迷信や、道德を紊す邪宗に與するものではないが、科學の上に立つて人智の限界を補充し、道德の背後を支へて良心の貫徹に力を與へる所の眞實の宗教を、青年はおのづから求めるやうになるのである。かくの如く特定の生活目標を設立し、先輩に依據し後輩を導き、同僚の社會的統制に服従し、且神と來世とを求めるのは、要するに青年期の内面的不安が支柱を要求することの現れであつて、これは同時に青年がその懷疑と動搖と反抗とを次第に清算しつゝ、積極的に自己を育成し建設して行くことの徴候である。かうして青年期は青年期自らの中に成人への途を辿りつゝあるのである。

第二章 家庭教育

身體の養護

青年期の家庭教育でも先づ留意すべきは身體の方面である。既

述の如く、身體の急激な變化に伴ひ危機を藏してゐる青年は、その心理的特徴から冒険や不節制にも陥り易いが故に、家庭では十分な注意と親切とを以てこれを見守り、血氣に任せて無理をせぬやうに警戒すると共に、規律正しい鍛鍊を奨め、又青年自身の不安や悩みが生じたり、病氣の徴候が見えたりした場合には、親切に相談相手となり、速かに對策を講じなければならぬ。

青年期の精神教育については、既述の如き諸の特徴を念頭に置き、それに適切な指導を與へねばならぬ。即ち青年の内省的傾向、自律的要求を尊重して、父母は力めて青年に自らの責任と計畫とに於て生活するやうにさせ、成るべく干渉せぬ方がよい。然しそれは放任ではなく、常に細心の注意監督を怠らぬのであるが、露骨に直接に干渉することなく、間接に暗示的に意を注ぎ、遠く見守る態度を取るのである。若しかうした方針を以て接してゐる間に、青年が危険な方

精神教育

向に進んで行くことが見えたらば、眞の親心を以て諄々と説き諭し、青年の純情に訴へて正道に歸らせるがよい。親の權威を振りかざして威壓的に出たりすると、却つて益、反抗心をそゝることが多い。母の熱愛と優しい心とは青年の純情を喚びさます最上の力である。

第三章 學校教育

青年期の學校教育に含まれるものは、中等教育と高等教育とであるが、大部分の青年の受けるのは中等教育である。中等教育の中には中學校、高等女學校、實科高等女學校、實業學校等があるけれども、健全有爲な日本國民の養成を本旨とする點は略、同一である。故に中學校及び高等女學校の根本方針を見れば、やがて青年期の學校教育一般の根本方針を知ることが出来る。

青年期の學校教育

高等普通教育の特色

中學校及び高等女學校も基礎的陶冶を任務とするものであつて、小學校と本質を同じくし、唯その程度が高いだけである。故にこれを高等普通教育と名づける。その任務は中學校令及び高等女學校令に明示せられてゐる。即ち中學校令第一條に「中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニカムヘキモノトス」とあり、更に中學校令施行規則第一條には「生徒教養ノ要旨」として「中學校ニ於テハ中學校令ノ旨趣ニ基キ小學校教育ノ基礎ニ據リ一層高等ノ程度ニ於テ道德教育及國民教育ヲ施シ生活上有用ナル普通ノ知能ヲ養ヒ且體育ヲ行フヲ旨トシ云々」と記されてゐる。これによつても中學校の教育が小學校教育の延長であり、その本質を同じくするものであることが明かである。高等女學校令第一條にも「高等女學校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニカメ婦德ノ涵養ニ留意スヘ

身體の鍛錬

キモノトス」と規定して、女子に對する條件としての婦徳の涵養を除けば、中學校と同一の任務を要求してゐる。かくして高等普通教育の任務に關しては、小學校の任務を述べた論旨がそのまま適用せられるわけであるが、併しその生徒が青年期にあることの故に、特に考慮すべき諸點を擧げて、この時期の學校教育の特色を明かにしよう。

(一) 身體の鍛錬 青年期は身體が急激に成長し、大いなる活力が現はれると共に内臓その他の諸器官に危険も潛み、又一方では精神上の煩悶や誘惑も多い。故にこの時期に於ては體育を獎勵し、身體を合理的に鍛錬することによつて、活力を善用し、諸器官を正常強壯に發達させ、精神を明朗潑刺たらしめることが特に必要である。

道德教育及び國民教育

(二) 道德教育及び國民教育 青年期は抽象的理論に馳せてそれを輕率に實踐したり、又批評的精神に驅られて濫りに傳統的權威に反抗したりすることが多い。この傾向を放任する時は、道德觀念及び

生活上有用なる智能

國民的志操も危機にさらされる。故に進んでこれを涵養し、國體觀念や國民道德を不拔に培ふことが必要である。中學校令施行規則の「生徒教養ノ要旨」にはこの點を特に留意すべき事項の第一に掲げて次の如くに述べてゐる。「教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ學校教育ノ全般ヨリ道德教育ヲ行ハント期シ常ニ生徒ヲ實踐躬行ニ導キ殊ニ國民道德ノ養成ニ意ヲ用ヒ我ガ建國ノ本義ト國體ノ尊嚴ナル所以トヲ會得セシメ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期スベシ。」なほ昭和十二年三月に改正せられた教授要目はこの方面を一段と強調してゐる。

(三) 生活上有用なる智能 中學校、高等女學校は普通教育を本領とするのであるから、専門的學術を體系的に教授したり、特殊の技能を職業的に鍊磨したりすべきではなく、寧ろ諸方面の智能を進んで修得すべき能力を養ふことを主眼としなければならぬ。「生徒教養ノ

生活態度の訓練

要旨にもこの點を指示して「専ラ心力ノ啓發ヲ旨トシ徒ニ専門的學術ノ體系ニ泥ムコトナク社會生活上適切有用ナル智能ヲ養ハントヲ期スベシ」と記してゐる。

(四)生活態度の訓練 青年期は自我の自覺に伴つて自律的要求を生じ、一方また自己の不安を感じて協同依他の要求をも生じ、又精神が動搖して勤勉と怠惰、利己と奉仕犠牲との何れにも傾き易い。かかる特質に立脚して、獨立自主と協力奉仕とを調和すべき生活態度を訓練し、勤勞の習慣や責任觀念を助長することは極めて緊要である。「生徒教養ノ要旨」に「獨立自主ノ精神ヲ養ヒ勤勞ヲ愛好スルノ習慣ヲ育成シ且協同ヲ尙ビ責任ヲ重ンズルノ觀念ヲ涵養センコトニカムベシ」とあるのは、この點についての留意を促したものである。そしてこの點は高等普通教育の目的に關すると同時に、その方法的原理でなければならぬ。即ち青年期の生徒に對しては學習修養の

方法上にも自主獨立勤勉勞作協力互助の精神を體現させる必要がある。

第四章 社會教育

小學校卒業後、上級學校に入學する者は全國民の二割強に過ぎず、残りの八割近くは尋常小學校又は高等小學校から直ちに實社會に出るのである。これ等多數の青年に對しては、社會教育の必要が益痛切に感ぜられる。既述の如き社會教育上の施設方法が青年大衆を相手として特に考慮せられねばならぬことは言ふまでもないが、それ以上に青年大衆を特定の教育機關に收容し、系統的教育を施すことが近時盛に要求せられ、着々その實現を見てゐる。その主なるものは青年學校と青年團とである。

青年學校は、小學校卒業後直ニ社會ノ實務ニ従事スル男女大衆青

青年期の社會教育の必要

青年學校

年ニ對シテ普ク教育ノ機會ヲ與フルト共ニ青年教育上最モ重要ナル時期ニ於テ其ノ教養ニ間隙ナカラシメンコトヲ期するものである。その目的は、青年學校令第一條にある如く「男女青年に對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムル」にある。その課程としては尋常小學卒業者の入るべき普通科(二年)と普通科修了者又は高等小學卒業者の入るべき本科(男子五年女子三年)とがあり、その上更に研究科及び専修科をも設け得ることになつてゐる。そして青年學校の生徒は概ね業務の餘暇に修學する關係上、學校の組織内容は他の諸學校に比し簡易自由を特色とし、力めて地方の情況及び青年の境遇に適應せしめ得るやうに工夫してある。

青年團

青年團は青年をして健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しむるを目的とし、女子青年團は青年女子をして婦徳の涵養に努め、健全なる國民たるの資質を養ひ、その本分を全うせしむるを目的とするものである。兩者共に郷土に卽した修養機關であつて、その組織は自治的に運用せしめ、各種の行事を中心とする共同生活を通じて、個人的並びに社會的教養を得しめることになつてゐる。

健實有爲なる日本女性たらんとする者は、これ等の社會教育施設をもよく理解し、自らの青年期に於て、力めてこれ等に加入すると共に、母となつてからは、その青年子女をしてこれ等の施設を十分に利用させ、健全なる青年期を過させるやうに留意しなければならぬ。

「完」

社會教育施設
と日本女性の
覺悟



不許
複製

昭和十二年十月二十六日印刷
昭和十二年十月三十日發行
昭和十三年一月二十五日修正再版發行

女學
新教育學
定價 金五十九錢

新編女教育

編纂者

三省堂編輯所

代表者 龜井 豐治

發行者

株式會社 三省堂
東京市神田區神保町二丁目一番地

代表者 龜井 豐治

印刷者

株式會社 三省堂蒲田工場
東京市蒲田區仲六郷二丁目五番地

代表者 喜多見 昇

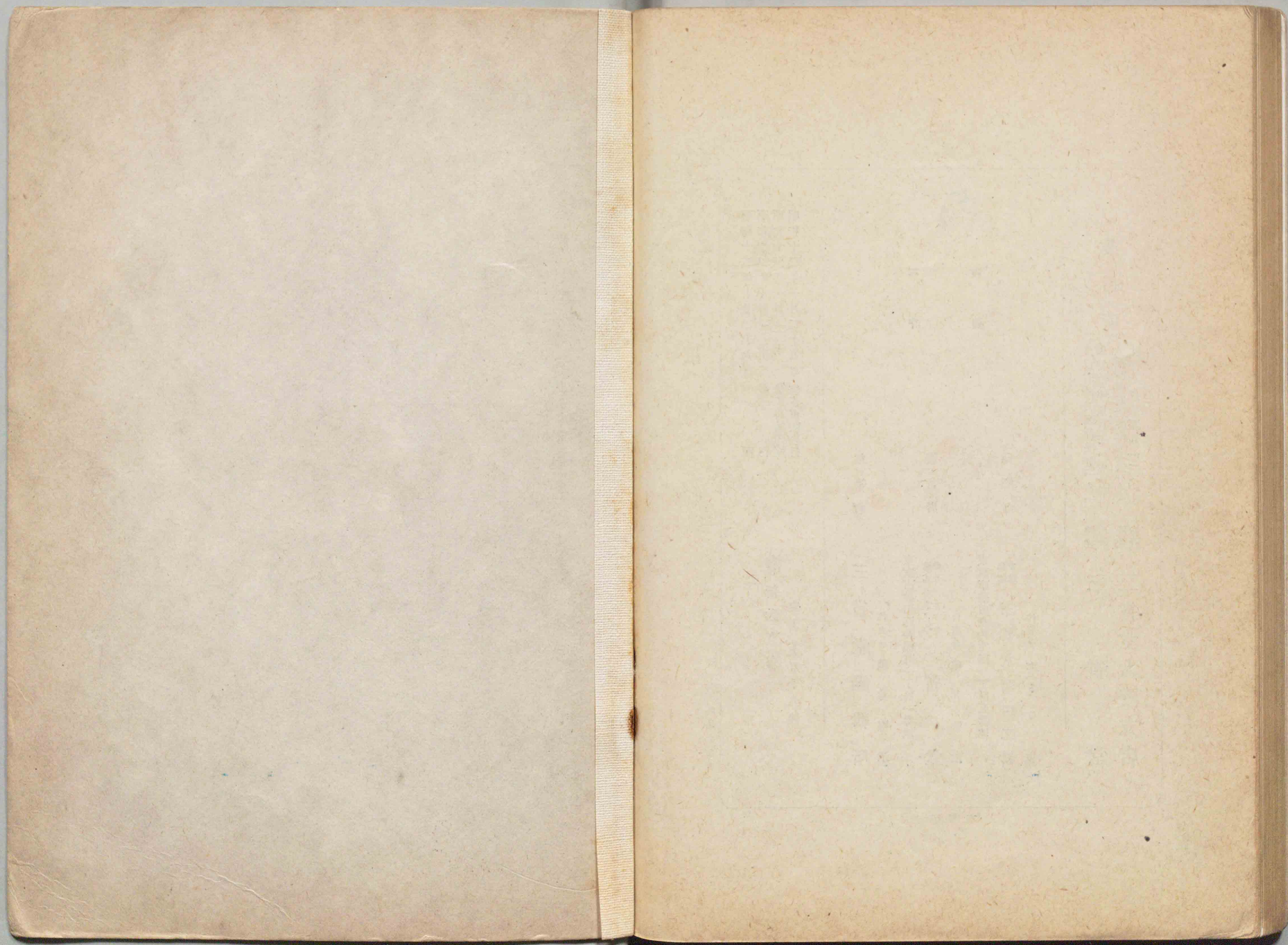
發行所

株式會社 三省堂
東京市神田區神保町一丁目一五五番地
振替口座東京三一五五五
株式會社 三省堂
大阪市西區阿波座下通二ノ六
振替口座大阪八一三〇〇六

三省堂
三省堂大阪支店

(本製京東)

東



第四学年東

福

広島大学図書

2000063454



SSD

心美

庫
8
54